

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【12】

2. 日 時：令和4年12月2日（金） 10時05分～12時25分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、  
上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、高橋火災対策一係長、  
田邊火災対策二係長※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長※ 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・説明資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項
- ・説明資料2 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・説明資料3 川内原子力発電所第1号機及び第2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・説明資料4 川内原子力発電所第1号機及び第2号機 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	A規制庁に周知です。それではこれカラー川内と玄海の川内川内原子力発電所と玄海原子力発電所の設計及び工事計画認可申請課題バックフィットに係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:16	江藤層、まずは、
0:00:18	九州電力の方から説明資料1にそ、
0:00:22	ちょっと簡単にご説明をいただき、いきつつ、1件一葉でちょっと確認を進めていきたいと思えますけどもいかがでしょうか。
0:00:34	はい。九州電力の後藤です。説明の流れ、了解いたしました。説明資料1に沿って、まず確認事項について回答させていただきまして、意見1様でコメントいただけたらと思えます。よろしくお願いします。
0:00:48	問題なければ136番からご説明を進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい。よろしくお願いします。
0:00:56	はい。では説明資料1に沿ってご説明始めさせていただきます。すいません前置きになってしまうんですけども、前回ヒアリングの確認事項に対する回答に関しまして説明資料1を用いて、
0:01:08	それぞれ回答させていただくんですけども、今回の川内特有のものコメントにつきましては、仙台の補足説明資料に反映しておりますが、共通的なコメントに関しましては、
0:01:20	玄海の補足説明資料に反映させていただいたものを今回提出させていただきました。なので、本日の説明玄海、玄海の補足説明資料をメインでご説明させていただくのですが、
0:01:31	川内の補足説明資料についても、共通的なコメントについては同様の修正を今かけておりますので、また審査会合向けに資料として提出させていただく際にはその修正版で、ご提出させていただく予定となっておりますのでよろしくお願いします。
0:01:46	では、
0:01:47	136番ナンバー136の確認事項についてですか。確認事項の内容としましてはコンクリートダクトの事項についてについて、現場の状況がわかるように示すことということで、
0:02:00	こちら玄海の補足説明資料、本日の説明資料で申し上げます説明資料の2の、通しページ111ページに内容を記載させていただいております。
0:02:12	解答欄にも記載してございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	コンクリートバックはですねコンクリートの壁天井、床によって区画されておまして、111 ページの概要図に示しますように、異なる階層を縦に、
0:02:28	続ける形で敷設されております。衛藤。
0:02:32	原子炉補助建屋内に 5 ヶ所、衛藤 4 階うち 4 ヶ所を密集した場所にございますが、東名の 2-13 図に、
0:02:41	示している場所にございます。
0:02:44	それぞれ作業者が容易に入るような扉等はなく、またですねコンクリートだけタイダクト内に設置されている設備は、配管や空調ダクトのみとなっております。火災の発生の恐れもないような場所となっております。
0:03:00	ちょっと、こちら玄海の補足説明資料になりますけれども、仙台の方はですねコンクリートダクトはなく、火災区画と設定して、火災区画として細分化していなかったエリアは階段室とエレベーター室のみとなっておりますので、
0:03:13	この内容に関しましては玄海特有の設計となります。
0:03:17	で、こちらコンクリートダクトに関しましては、
0:03:22	消防法施行規則、麹菌色すいません、
0:03:27	(8)で、火災区域内のコンクリートダクトに対して、火災感知器の設置を行い、行わないというふうな設計を記載してございます。
0:03:36	で、112 ページのbポツ、原子力発電所の火災感知に対する適用性というところで、火災感知機を設置しない設計の適用性についてお示しております。
0:03:48	コンクリートダクトは火災の発生が懸念される設備を設置しておらず、かつ作業員が入るための扉等もありませんので、一般建築における天井裏と同様に、火災発生の恐れがない場所となっております。
0:04:00	一般建築における天井裏等に対する設計を適用した場合においても、火災の感知に支障はないと考えておりますので、火災の感知器、火災感知器を設置しない設計としたいと考えております。
0:04:12	136 番に関しては以上となります。
0:04:19	はい、規制庁西内です。
0:04:23	ありがとうございます。ちょっと 1 個ずつ確認した。ちょっと待ってくださいね。
0:04:30	藤。
0:04:33	そっか、これはあれですよ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	いわゆるルー火災防護審査基準の 02 の置き方の内数として説明をしている部分ですよね。
0:04:47	ちょっとコメントNo.の 2、100、137 等もあわせて説明いただいてもいいですかね。
0:04:53	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。137 も、関係してくる箇所になりますので、137 番の回答について先にさせていただきます。
0:05:04	137、確認事項ですが、消防法施行規則 23 条 4 項によって感知器を設置する設計にあたって、工事記述等の設計を準用する事項については、現職発電所における火災の感知に支障がないことを説明、説明することとしておりました。
0:05:19	こちらの内容に関しまして、説明資料 2 の通しページ 93 ページをまずご確認ください。
0:05:32	93 ページ、補足 7-2 の中になってございましてこちら一般エリアの設計を示し、説明する資料となっております。この中で、ページ下の方にですね(1)から(8)ということで、
0:05:46	工事基準書等の設計事項を適用する、設計について記載させていただいております。
0:05:52	(1)から(4)に関しましては、規制委員会でお示しいただいた設計と同様のもの(5)から(8)につきましては、当社の現職発電所で火災感知器を設計するにあたって必要と考えているものでございます。
0:06:08	これが(1)から(8)について、それぞれ原子力発電所において適用するにあたって支障がないことを 111、100 ページ以降でお示ししております。
0:06:20	100 ページから始まりますのはシャワー室から入っておりますがシャワー室については前回ご説明している通りでございますので、割愛させていただきまして、100105 ページに括弧 2 がありますのでそこから説明始めさせていただきます。
0:06:36	まず(2)の設計ですけれども、熱感知器の場合は、0.4 メーター以上 1 メーター未満煙感知器であれば、0.6 メーター以上 1 メートル未満の針等で分離される小さな区画が隣接している場合に、
0:06:49	1 点目積の範囲内にはなりますがそれらの小区画を同一感知区域として、感知器を設置する小区画に隣接するカセ小区画については、感知器の設置を行わなくてよいという設計になります。
0:07:01	こちらは離島によって仕切られる区画の面積が小さい場合であれば、火災によって発生した煙や熱というのは、当該区画内に積層し始めて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	から、針等を越えて隣接する区画に流れ込むまでの時間が短いと出るので、
0:07:15	一般建築における火災の関係に支障がないものと考えております。
0:07:20	原子力発電所においては、煙及びね。
0:07:24	水の流動というのは、一般建築におけるそれと同じとなりますので、原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えており、基本設計を適用することとしております。
0:07:35	7-2-10 図、に示しており配置図を示しておりますが、この中で、右上の方に示しております、赤い熱感知器ですね。
0:07:45	こちらが狭い区画各小区画、こちらと隣接する左側の区画が合わせて、どちらも小区画となっております、これらの面積を合わせても、この一定面積一定の面積の範囲内となりますので、左側の
0:08:02	600mmの範囲で囲まれた触覚と合わせて、換地区域として、半月の設計をしている例となっております。
0:08:11	続きまして(3)番ですけれども、こちらは、感知器の設置面から空気吹き出し口までの鉛直距離が1メートル以上ある場合に、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5メートルを下回る位置に感知器を設置することを許容するものになってございます。
0:08:28	感知器と空気吹き出し口の位置関係が、先ほどのようにある場合は、空気吹き出し口からの直接的な気流の影響を受けることはなく、
0:08:38	火災によって発生した煙や熱が感知器の設置箇所に滞留することができるため、一般建築においては火災の感知に支障がないものと考えております。
0:08:47	原子力発電所におきましても、煙及び熱の流動は一般建築における流動と変わりませんので、原子力発電所における火災の感知にも、感知に支障がないと考えており、
0:08:58	分析を適用することとしております。
0:09:01	第7-2-11 図に、はい。
0:09:05	1例を示してございますが、熱感知器が、水平方向の吹き出し口、こちら凡例の通り天井面より1メートル以上下がった位置にある。
0:09:15	水平方向の吹き出し口となっております、この位置に熱感知器がございしますが、これについては気流の影響を受けないということで、設置可能と考えております。
0:09:25	続きまして通しページの107ページに、(4)の設計示してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:30	(4)を、水平に空気が吹き出されている滝口等の吹き出し方向と逆の方向に水平距離が 1.5 メートルを下回る位置へ感知器の設置を共用するものとなっております。
0:09:43	感知器等空気吹き出し口が上記の位置関係にある場合、空気吹き出し口からの直接的直接的な気流の影響を受けることはなく、火災によって発生した煙や熱が、
0:09:55	感知器の設置箇所に滞留することができますので、一般建築においては、火災の感知に支障がないものと考えております。
0:10:02	原子力発電所におきましても、煙及び熱の流動、一般建築におけるそれと変わりませんので、本籍を適用した場合でも、原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えております。
0:10:14	第 7-2 の 12 図に示しております熱感知器につきましては、頭は中に示しております通り、水平方向に吹き出している吹き出し口とは逆方向に設置しておりますので、こちら気流の影響を受けずに、設置が可能と考えてございます。
0:10:32	続きまして(5)年ページの 108 ページにお示しております。
0:10:37	こちらは廊下や通路の幅が 1.2 メーター未満の場合において、その中心部への煙感知器の設置を許容する自動火災報知設備工事基準書の設計事項を参考としまして、
0:10:48	壁や梁等で浅間れる狭隘な箇所においてその中心部への煙感知器の設置を許容するものとなっております。
0:10:56	一般建築においては、廊下や通路の幅が 1 点目、1.2 メートル未満の場合、
0:11:01	左右両側の壁から 0.6 メーター以上離れた位置に感知器を設置することは不可能となっております。また、共演の箇所においては、壁からの離隔距離が 0.6 メーター未満の位置であっても、
0:11:12	早期に煙が滞留することが想定されるため、左右両側の壁から可能な範囲で、離隔を確保した位置に感知器を設置することで、支障なく火災を感知しているものと考えております。
0:11:23	原子力発電所におきましても、自動火災報知設備工事基準書で対象とする通路や廊下以外にも、梁が密集している等の理由で、感知器の設置位置が限定され、
0:11:33	感知器を設置可能な幅が 1.2 メーター未満となる狭隘な箇所が存在しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	幅 1.2 メーター未満の狭隘な箇所におきましては、壁やはりから 0.6 メーター以上の離隔を確保できない場合がございますので、一般建築における廊下や通路と同様に、長期の家、長期に煙が滞留することが層理想定されます。
0:11:54	そのため、こちらの設計適用した場合においても、原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えております。
0:12:03	続きまして 109 ページ。
0:12:06	に(ア)すいません 109 ページに 7 人の 13 時を示しております、こちら衛藤原子炉格納容器内になりますが、緑の線で示しております。0. 600 ミリ以上の針が、
0:12:19	煙感知器を挟むようにして密集してございます。こういった箇所において、どうしても(5)の設計を適用する必要がございます。
0:12:31	続きまして、(6)の設計でございますが、こちら階段室において、煙感知器を垂直重合垂直距離 15 メートルにつき 1 個以上設置する、消防法施行規則第 23 条 4 項による設計、
0:12:45	を参考としまして、熱感知器を垂直距離 8 メーターにつき 1 個以上設置するものとなっております。
0:12:53	火災によって発生する煙や熱はいずれも天井面に向かって上昇する性質がございます。階段室におきましては、踊り場の下面への衝突対流を繰り返して、階段室の天井まで上昇することが想定されます。そのため、
0:13:07	煙感知器野瀬設計を参考としまして、熱感知器を設置する設計は原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えてございます。
0:13:16	こちら第 7-2-12 図、年ページ 110 ページの 7-2 の 12 図に、階段室における火災感知能勢設計の概要を書いております。
0:13:27	この概要図の通り、熱感知器については、一番上の天井面から 8 メーターごとに一つずつ置きまして、煙感知器については、消防法施行規則通り 15 メーターにつき 1 個ずつ設置する考えでございます。
0:13:43	続きまして(7)、エレベーター室に関わる設計になりますが、エレベーター室に対する火災の感知の設計として、エレベーター昇降炉の最長分、またはエレベーター小フォールトエレベーター機械室の間に開口部がある場合には、
0:13:57	エレベーター機械室の取りつけに感知器を設置するものとなっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	一般建築におけるエレベーター室に対する設計では、自動火災報知設備工事基準書の設計事項を踏まえ、エレベーター商工ローンの殺処分またはエレベーター小フォールトエレベーター機械室との間に開口部がある場合は、
0:14:14	エレベーター機械室の取付面に煙感知器を設置しております。
0:14:19	原子力発電所内のエレベーターは、一般建築に設置されておりますエレベーターと変わり変わりないものでありまして、火災によって発生する煙が天井面に向かって上昇する性質と、
0:14:30	エレベーター室が建屋の形状であることを考慮しまして、
0:14:34	当該設計は原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えております。
0:14:40	また、熱感知器に関しましてですが、火災によって発生する熱は、煙と同様に天井面に向かって上層する性質がございますので、自動火災報知設備工事基準書による煙感知器の設計を参考としまして、
0:14:54	煙と同様に、熱感知器を設置する設計は、原子力発電所における火災の感知に支障はないと考えております。
0:15:03	最後に(8)の設計でございますが、こちらが先ほど 130 コメントNo. 136 番の回答でお示したものとなっております。まず、設計としましては、火災区域内のコンクリートダクトに対して火災感知器の設置を行わないものとなっております。
0:15:19	コンクリートダクトの概要は先ほどお話を説明させていただきました通り、
0:15:26	今回、壁、天井床がコンクリートによって囲まれておりまして、作業員が入るための扉等はなく、
0:15:33	容易に流域できる場所ではございません。また、国立ダクト内に設置されている設備も、動的機器等ではなく、配管や空調ダクトのみとなっております。
0:15:43	こちらに関しましては、112 ページにお示してあります通り、火災の発生が懸念される設備が設置しておらず、かつ作業員が入るための扉等もありませんので、
0:15:54	一般建築における天井裏と同様に、火災発生の恐れがない場所と考えており、一般建築において、天井裏等に対する設計を適用した場合においても火災の感知に支障はないと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:06	第7-2-14時に、衛生管理、火災の感知の設定フローにおける分類をお示しております、こちらシャワー室同様で、サーバー室またはコンクリートだとかという分岐でYESとなり、
0:16:20	自動火災報知設備工事基準書の設計事項を考慮し、火災感知器を設置しない設計としてございます。
0:16:28	137番のご説明以上になります。
0:16:33	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
0:16:38	等、
0:16:40	ちょっと全体的なところからですけど、
0:16:45	基本設計方針にわあ、92ページの四角囲いで書いてるようなイメージ。
0:16:56	書かれようと表現されようとしているとそういう理解でよかったですか。
0:17:02	はい。九州電力の後藤です。基本設計方針は、四角92ページの四角囲みで書きたいと考えております。以上です。はい。規制庁西内です。ちょっと
0:17:14	認識を確認したいんですけど。
0:17:17	まず、報2から2以外の
0:17:22	今説明いただいた、括弧5以降ですかね、93ページでいうと目次的なところでいうとこの括弧5678が多分等に含まれるのかなと思うんですけど。
0:17:32	この移動犯人は書いてその後野党でまとめるっていうその考え方は、結局どういう考え方でそういうかまとめ方にしたんですって。
0:17:45	はい。九州電力の後藤です。衛藤1から4に関しましてはまだ代表的なものとして取り上げてルーものになってございまして、
0:18:01	ここを、
0:18:04	これでなければならぬというほどの理由はございません。以上です。
0:18:11	はい規制庁ニシウチです。もう、
0:18:14	そうですねちょっと例示なのかどうなのかっていうところですよ。まず理解はしますで
0:18:22	阿藤。
0:18:24	その火災の感知に支障がない、以下のイから2頭っていう形。だから支障がない(1)から(8)っていう書き方をしてるんですけど。
0:18:34	多分順番の確認なんですけどね。
0:18:40	次の(1)から(8)方法について、
0:18:46	発電所でも採用します採用するにあたっては、火災感知に支障がないことを確認しますっていう流れだと私は理解をしてたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:59	どうなんですななんか逆順番が逆のイメージを受けたっていうだけなんですけど。
0:19:08	例えば例えばですよ。
0:19:10	括弧 2 から格好、過去に行こうかな。
0:19:15	衛藤。
0:19:16	今まさにご説明いただいたところで言うと、
0:19:21	例えば括弧 2 とか、
0:19:25	については昇格小区画が隣接してる場合の話ですよ。
0:19:29	それは結局一般建築において、
0:19:34	おいても原子力発電所においてもその小区画の条件を満たせば、それは同じような考え方できるでしょうというのが支障がないことを確認したっていう、そもそも何か一般的な考え方からもきてると思うんですけど。
0:19:47	一方でそのシャワー室とかに関して融度ですよ。
0:19:50	シャワー室について置かない設計っていうので、それが何で支障がないのかっていうところは、多分その発電所の状況によって変わってくるんじゃないかと。例えばホットシャワー室とかの場合に、中にどういう機器が設置されていてとかっていうそういうまさに、
0:20:04	発電所に実発電所の実際の火災区域区画の状況によって、支障があるかないかが左右されるものが一部あるんじゃないかなというふうに理解をされていてですよ。
0:20:15	そう踏まえる等、
0:20:18	(1) から (8) の方法について採用する採用する上では、火災の感知に支障がないことを確認して採用。
0:20:29	スルー、設置する。
0:20:31	そういった設置方法を採用するっていうそういう、
0:20:33	流れなのかなと私は理解してたんですけど。
0:20:37	ちょっと確認したいことが伝わりますかね、その認識をちょっとお聞きしたいんですけど。
0:20:42	はい。九州電力の後藤です。私どもの認識としましても、この(1)から(8)が何か無条件に、現職発電所においても、支障がないということ、何か決まっているというふうには思っておりません。
0:20:58	100 ページ以降でご説明している内容をもって、やっとこれが現職発電所、当社の原子力発電所における火災の感知の設計に適用できるものだと思っておりますただ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:10	今 93 ページに記載している文章だと、ちょっと誤解を与えてしまうということは今理解しましたので、こちらの文章について、まず(1)から(8)について、
0:21:23	適用性を確認しますと、結局確認した上で設計に
0:21:30	使っていきますというふうな文言に、見て取れるように修文し、文章を書きかえたいと思います。以上です。
0:21:37	はい。規制庁西内です。そうですねちょっと
0:21:41	まだ 2、93 ページ以降、説明をいただいている支障がないことを確認しているプロセスがありますよね実際の火災区域区画の状況とかも含めて、
0:21:53	そのプロセスが基本設計方針と読みにくいなところでした。同じ認識であればわかるように表現いただければそれでいいのかなとは思いますが。
0:22:04	はい。九州電力の後藤です。基本設計方針の書き方も含めて、適切に適用性を確認した上で、設計に用いることを記載するようにいたします。以上です。
0:22:17	はい。規制庁西内です。
0:22:21	そうですね逆に言うと、
0:22:24	逆に言うと、
0:22:27	等っていうものに何が含まれるか。
0:22:30	ていうところですよ。
0:22:32	別に基本設計、基本的なこれ設計方針なので、すべて書き下す必要があるかという、そうではないと思うんですよ。そういう意味ではだから頭にどういうものが含まれるかっていうイメージでのレイジーが、
0:22:47	例示として何か修飾語が何か足りてないのかなっていう気がするっていうことと、
0:22:53	で、
0:22:55	その上
0:22:59	あれですよ。その確認するっていう行為。
0:23:02	そのプロセスがちょっとよく見にくいなっていうその 2 点かなあというふうにはちょっと思いました。
0:23:08	ちょっと前者についてわあ、
0:23:11	なかなか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	今日共通項的な何か表修飾がなんか難しそうだなあという気もしたので、ちょっとあくまで例示っていうことなんですかねそこら辺がちょっとすいませんもう少し整理できればいいのかなとはちょっと感じます。
0:23:26	これ単純に読んでての感想ですこれは、
0:23:29	はい九州電力の後藤です。
0:23:32	ちょっと基本設計方針に書き下す高もくうであったり、他等にどういったものが含まれるのかということも含めて、ちょっと記載を再度検討させていただきたいと思います。以上です。
0:23:46	はい。規制庁西内です実際にその適用しようと思っている等の内容についてはもちろん添付資料とか、
0:23:54	添付資料ですかね、とかで具体化されるとは思ってますけど、
0:23:58	ただ結局我々、最終的に処分するのは基本設計方針本文事項であるので、
0:24:03	そういう本文事項である程度等の内容っていうもの類推できるような場合とあくまでだから例示の頭なのであればその例示条件的なものが、
0:24:13	明確になればいいのかなと思いますけども、はい。
0:24:17	そういう意味でも確認プロセス確認行為も支障がないことを確認するっていうそこが、
0:24:24	最低限明確化されてないと要は何でもかんでも等でやりますって読めちゃいますよね。そういう誤解を与えるような文章になってるのかなっていう気がするっていうのがまず今の現状の理解です。
0:24:37	はい。九州電力後藤です了解いたしましたありがとうございます。
0:24:41	はい。規制庁西内ですその上でちょっと具体的な方法を少しお聞きしたいんですけど。
0:24:50	(7)までは何か比較的わかりやすくてですね(8)カーよくわからなくて、
0:24:59	コンクリートだく等、
0:25:01	って言うてるのは、
0:25:04	これは、
0:25:05	このなかーに配管とかが通ってるんですよ。
0:25:12	はい。九州電力後藤です。ダクトであったり配管がこの中に敷設されております。はい。ダクトというと私いわゆる本当に空調の排気ダクトとか、ああいうダクトイメージするんですけど、
0:25:26	ここでっていうのはだからトンネルっていうか本当に躯体構造。
0:25:30	のことをコンクリートダクトって言うていてその中に空調ダクトとかさらに入ってるってそういうことですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	はい。九州電力後藤です西井様の誤診ご認識の通りで、躯体としての靴という筒ですかね。今コンクリートダクトと呼んでまして、その中に一般的にイメージするような空調、
0:25:51	ノース空調設備のダクトがあの中に通っております。以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。
0:26:01	一応火災区域のこれは何か区画なんですね、区域なんですかね。
0:26:09	はい。火災区域の中で江藤区カクウに細分化していく過程において、その区画に細分化されなかった場所になります。以上です。
0:26:20	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
0:26:24	だからあれですよ安全上重要な機器とか置かれてないっていうそういう理解でいいんですかね配管とか、その空調ダクトっていうのはいわゆる安全系が持っているような案件をもってSCCなSSCの該当するんですけど。
0:26:38	衛藤こちらノダ、
0:26:40	タイアノオクタイによって囲まれるコンクリートダクトの中にある設備は、
0:26:46	安全系のもものではございません。
0:26:49	はい。以上です承諾とおっしゃってるのはいわゆる建屋のはい。
0:26:54	剰余系の排気、剰余系の関係って思えばいいんですけど。
0:26:58	はい。衛藤補助建屋の給排気系統のダクトになります。
0:27:03	補助建屋ですね他あそこ補助建屋の話から、わかりました。
0:27:09	わかりました。ちょっとまず状況があった上、この2ヶ所が、
0:27:15	すべてって理解ですね他にもあるって理解ですか。
0:27:19	これ以外の箇所は、すみません、火災区画として設定しているものに繋がっている場所であった場所なので火災区画としてみなしている場所が、もしくは
0:27:31	階段室エレベーター室のいずれかになりまして、改正エレベーター室については別の設計を行いますので、コンクリートダクトとしてへの感知器を設置しないエリアはこの、カーでハッチングしている箇所になります。以上です。
0:27:48	以上です。規制庁西内です。わかりました。皆さん今聞いておきながら、あれなんですけど、文章上、111 ページの文章上だと、
0:27:59	何か原子力補助建屋に5ヶ所のって書いてるので、何か今の説明が今の文章だと読み取れないのでちょっとご確認をいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:11	九州電力のゴトウでさ、申し訳ありません今、私今ご回答の中で2ヶ所と申し上げたんですけれども、
0:28:18	衛藤。
0:28:21	7-2の13ページの中で、5ヶ所のうち4ヶ所は密集して設置されてございまして、これをちょっとすいません1括りで今1ヶ所扱いにしてしまったのに2ヶ所と申し上げましたが、
0:28:34	ダクトとしましてはそれぞれ独立しておりますので、江藤家5ヶ所になってございます。以上です。はい規制庁ニシウチですわかりましたと。
0:28:44	わかりました。
0:28:47	加えてですけど、じゃあその上で、この(8)のタイトルの部分なんですけどね。
0:28:54	その不燃材料の壁天井及び床で区画されている天井裏等の場所においてっていう、この場所が、なんかコンクリートダクトを指すものとよく読めなくてですね。
0:29:05	このタイトルは何を意図して書いてるんですかね。いやというのもまず、天井裏等って書いているとは何ぞやとかですね。
0:29:14	結局コンクリートダクトについて書きたいってそういうことなんですか。
0:29:18	はい。九州電力の後藤です書きたいものとしてはコンクリートダクトを書きたいと考えておりますんで、(8)の題名になっておりますこの
0:29:28	天井裏等というふうに書いてございまして、触法障防側で、工事基準書の中で、天井裏であったり、屋根裏であったり、小屋裏健常裏であったりや、屋根裏っていうところは、
0:29:43	不燃材不燃性の材料の壁天井及び床で区画されていれば、感知器を設置しなくてよいというふうな設計となっていてございまして、それを参考として今回コンクリートダクトに適用いたしますので、
0:29:57	今、(8)のような記載になってございます。
0:30:02	以上です。はい規制庁ニシウチですが、まさに次聞きたいところも含めて言っていたんですけどここだけそうなんですけどその工事基準書とかその元が書かれてなくて、
0:30:12	まずどっから持ってきた話なのかってのはよくわからないんですよ。
0:30:16	いや、ここ(7)まではいずれも同じ構成になってるんですよ、消防法施行規則ではこうなっている。
0:30:24	でも一般建築の際にはこういう考え方で、
0:30:29	航行している。
0:30:31	発電所においてもこうっていうそういう流れなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:34	衛藤。
0:30:36	天池ちょっと違う部分も一部あります基本そういう流れなんですけど(8)だけはちょっとあまりそういう構成に見えなくて、
0:30:44	何かそこは使い分け、意図して使い分けてるんですけど。
0:30:48	九州電力の後藤ですちょっと特定のエリア、シャワーのように特定のエリアを、指して適用先として、適用するルールのところでちょっと、場所の概要と、適用性というところで書き分けて書いてるのが、(1)と(8)、
0:31:07	んなってしまっていて、ただここ、こういうふうを書くのはいいんですけども他と同様のトーンで書いたほうがわかりやすいかと思しますのでちょっと、
0:31:17	今回修正がちょっとあまりうまくいってなかったというところになりますので、カーの(7)までと同様のトーンで記載を修正いたします。以上です。
0:31:28	はい。規制庁西内ですそうですね後は(6)の階段室とかもその出典元っていうんですかね。
0:31:36	が、ちょっと考え、一般建築ではという話は書かれてるんですけども、出典元っていう意味ではちょっとここも同じようなイメージで書かれてないなあと思っていますね。
0:31:46	それは、これはあれか、23条4項の設計を参考としないのか。だからいわゆる、
0:31:52	あれですよ
0:31:54	結局工事基準書とかあとは実際のその23条4項に基づく設置を地主義務と一井自治業務としてやってると思うんですけどそういう中で、どういうふうなそもそも説明、
0:32:06	設計になっているのかっていうのがまずあって、それを発電所でも適用したいんですけどそういう流れですよ。
0:32:13	基本給はちょっと説明をまず頭一つ飛んでいただくのかなと思ってるんですけど。
0:32:22	はい、九州電力の後藤です了解いたしましたまずは出典元があって、それを原子力発電所に適用するっていう、流れで開けるように、(1)から(7)をもう一度見返して、
0:32:33	必要に応じて必要な項目については修正を加えたいと思います。以上です。はい。規制庁西内です。そうですねその上で、(8)のコンクリートダクトに戻りますけど、
0:32:44	楽等は、ここに基準書でしたっけすみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:50	はい。工事基準書の記載、設計を参考としたものになります。はい。以上です。規制庁西内です。そこでは天井裏等のついでという高天井
0:33:02	いや人だからあれですよね障防法では結局人が、
0:33:06	人が主眼になってる基礎規則規制なので、だから天井裏等は要らないついでというそういう話じゃなかったでしたっけ。
0:33:15	はい。九州電力の後藤です。当社としてもそのように考えておりました、
0:33:21	考えております以上です。はい。規制庁西内ですそうですねそうした時にですよ、(8)の話を発電所においても適用できるかっていうと、
0:33:32	(2)から(4)辺りの、そこら辺の話はいわゆるまさに火災の現象論を踏まえてた話なので発電所ルームにおいても同様に適用できるでしょうというのわかるんですよ。
0:33:45	ただ、ここに関しては、天井裏等に置かないってしてる理由は、今の我々の今私の認識とあと今説明を聞いた上でですけど、
0:33:55	やっぱり消防法施行規則は人を主眼に置いているから天井裏置かないついでというだけですよ。であればここは多分説明の流れが多分他とは違う気を気がして、まだシャーシとかと一緒にかもしれないですけど、
0:34:06	そこに安全上重要な機器と、いわゆる火災防護すべきキドがあるかないかっていうそういう主眼でちょっと変わってくるんじゃないかって気がするんですよ。
0:34:16	真ん中説明の流れが、
0:34:18	他は、いわゆる煙の流動とかその現象も踏まえて火災の感知支障がないことを確認したことが明確だと思うんですけど、ここはそもそも消防法施行規則と目的が違うついでということもあるので、
0:34:30	あまりちょっと他と違う飛んでちゃんと説明をしないとイケないんじゃないかなついでというふうにはまず思ってますついでということですかね。
0:34:40	はい。九州電力の後藤です。
0:34:43	もう一度シャワー室Ⅱと比べてちょっと説明の、
0:34:51	考え方が合っているかどうかついでいうところを、もう一度ちょっと見直して、
0:34:56	当間障防法と、原子力側ではちょっと設置の目的が違うところもかんがみて、こちらの説明ちょっと変更を加えたいと思います。
0:35:08	以上です。
0:35:09	はい。規制庁西内ですそうですねまさに、
0:35:13	102 ページとかで行ってもらってることシャワー室であればそもそもナカノ9 区域における設備の設置状況とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:20	そういうものが多分このは、お宅等の方でも同じ説明があつてしかるべきなんじゃないかなあという気はしています。
0:35:29	(2)から(7)の煙の現象論的なケーブルという火災の現象論的なところで、発電所においてもこの条件では同様に適用できるという説明だと思ふんですけど。
0:35:40	ここはそもそも落としてる理由がやっぱりちょっと根本から違ってくるのかなあという気がしています。
0:35:47	九州電力の後藤です。西シゲマス申し訳ありません今、
0:35:52	ちょっと西様に、発言いただき始めたところから少し、当社の回線が切れてしまって今復帰したところなんですけれども、
0:36:01	もう大変申し訳ないんですけど、もう一度ちょっとご発言いただいてもよろしいでしょうか。はい。すいません大したことと言ってなくて若干繰り返しの言っただけでした。すいません。
0:36:10	やっぱり(1)と(8)、
0:36:12	と、あとはそれ以外、
0:36:14	ていうところで言うと多分そもそも消防法施行規則側で落として、
0:36:19	そうそうしている理由がやっぱり根本から違うのかなあと思っているので、
0:36:24	煙の現象論的なところで落とし、そうしているものと、人を主眼にした換地設計だからそうしているものっていう多分そういう二つの大別できるんじゃないかなあという気がしているというところですかね。
0:36:35	であればやっぱり原子力発電所にも適用できるかっていう意味でいうと、説明の裏にもちろん違ってきますよねと、前者は煙の流動を踏まえてやればいいし、
0:36:45	適用できることを説明いただければ十分だと思いますし、後者においては、やっぱり人じゃなくて発電所は主眼設備機能を主眼に置いて、火災を設計してるわけなのでその観点から説明をいただく必要があるんじゃないかって思っているっていう、今私はそう思っているので、
0:37:01	違うんであれば、違うことを明確に説明いただければと思いますし、そうならばそのラインでまずしっかり説明をいただくっていう人があるのかなと。よろしいでしょうか。
0:37:10	はい九州電力の後藤ですありがとうございます。了解いたしました。いま1度社内検討しましてご説明させていただきます。以上です。
0:37:18	はい。規制庁西内ですあとちょっと、この後の説明とまとめて確認しますが、特に(8)についてはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:25	使用済み燃料ピットとかの場所と何が違うんだっていう話をちょっと整理しないといけないと思っていて、
0:37:31	そこはちょっとこの後にそもそもフィットとかをちょっと説明を見直してる部分あると思いますのでその時にちょっとあわせて確認をさせていただければと思います。
0:37:39	ちょっと今見てる感じだと、そことの違いが何もないんじゃないかなって思っているっていうところですね。
0:37:45	特にbポツで、適用性を説明している部分か、感知器を設置しない設計とするっていう話。
0:37:52	いわゆる火災の発生の恐れがないからって話をしてるじゃないですか。
0:38:00	ちょっとその理由の流れですよ。何が主眼に来るのかって話になってくると思うんですけど、もう少しちょっと確認をさせていただきたいと思ってます。
0:38:09	そこはそういう意味で誰か。
0:38:11	こっちの天井裏等については消防法施行障防法側でもそういうふうに認めてるから、
0:38:17	ということなんですかね。でもその理由がやっぱり違うんじゃないかなっていうところですかね。はい。
0:38:23	だからそこで適用するかどうかですよ。少しちょっとまた整理をできればと思いますけど、いただければと思いますけど、ちょっと後でまた、関連で確認をさせていただければと思います。
0:38:39	九州電力五島です。了解いたしました。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:38:44	衛藤。
0:38:47	取り急ぎですけど、ここまでの(1)から(8)のいわゆる障防法の中、すいません火災防護審査基準の要求事項の中として、
0:38:58	こういう設計をやろうとしてますっていう部分については私からは現状確認は以上ですけど、規制庁側から他にありますか。
0:39:08	火災対策室の齋藤ですけど、今西内から申し上げたことを、もう一度私からもお話しときますけど、今ここの93ページの(1)番から、
0:39:21	(7)番のところ(1)番については、そもそも実例があって、それを踏まえて、委員会決定してる話なんで、これはテクニカルな話なんですけど、(2)番から(7)番は、
0:39:34	要は付けるはな、どっちにしたってつけどういいう形でも感知しますという話をしてるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:40	(8)番はつけませんって話になっているのでつけませんって話は他のつけませんって区画と同様のやっぱり議論が必要だと思ってこの並びではないだろうなっていう気が、私はするんで。
0:39:53	西内から申し上げた通り、ちょっと再整理していただきたいなと思っています。それと、
0:40:04	こういう
0:40:07	行わない場所ってところを、こういうふうに、八尾小オカないということについては、逆に言うと火災防護のその審査基準では、
0:40:18	基本的には火災区域全体で起きなさいよっていうふうに書いてあって、起きませんって話なんで、何かのシャワー室みたいにちゃんと決定されてるところ以外は、確実にこの場所でこういう考えで起きませんっていうやっぱり、
0:40:32	説明を他のオカない場所と同様に説明をやっぱりいただく必要があるんでこの並びではないんじゃないのかなというような、
0:40:40	何て言うんですかねーん並びとしては何かちょっとおかしいかなというふうな気がしてますんですけどすいませんがそういう観点からも整理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
0:40:54	はい。九州電力の後藤です。
0:40:57	コメントいただいた趣旨は理解して、しましたので、車はずっとコンクリートだけの違いだったりコンクリートダクトと、
0:41:07	これから出てくる燃料ピット燃料取替用水ピットとかとの違いについてちょっと、感がた上で設計の分類については再考したいと考えております。以上です。
0:41:19	はい。よろしくお願いします。私からは以上です。
0:41:25	瀬戸ニシウチです。
0:41:28	1個だけすみません。
0:41:30	規制庁西内です。ちょっとすいません自分が若干迷子になってる部分があったらちょっと改めて確認したいんですけど。
0:41:36	シャワー室2感知器の設置を行わないっていうのは、
0:41:41	障防側ではどういう理由でそういうそういう設計をしているんですって。
0:41:50	はい九州電力の後藤ですシャワー室に感知器を設置しないという設計については工事基準書等で何か理由が明確化されているわけではないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:01	当初の理解としましてはそういったシャワー室というような、利用の目的のある場所であれば、火災の発生するリスクが可能性というのは著しく低いというふうな、
0:42:13	考えのもと、そういった設計を、に、消防工場なっているものと理解をしております。以上です。
0:42:22	はい。規制庁西内です。わかりました 102 ページにも一応書いてもらっているところってことですね。
0:42:29	だからやっぱりあれですよ今、繰り返しですけど、その天井裏等の場所が、それに照らしたときにどういう場所がどういう目的なのかってそういう話ですよ。
0:42:43	やっぱり他とはちょっと若干違う印象を受けるっていうのが素直なところですよ。人を主眼にしたところだからそういう障防法顔をやってるけど、原子力発電所の火災防護ってそれは目的。
0:42:57	炉規法における火災防護はそれが目的じゃないですよ。
0:43:00	であればまずは基本は適用できないってその段階でもなるんじゃないかなという気はしますね。
0:43:06	あそこがどうなる。そこをどう読むかかなあという気はちょっとしました。
0:43:11	はい。ちょっと改めてまた整理をいただけるということで理解をしておりますのでちょっとまた後で確認をいただければと思います。
0:43:19	はい。よければ続け、あ、すみません。
0:43:25	葛西さんのタカハシです。ちょっと細かい話ですすみません今説明していただいた中で図がたくさん出てきてて、第 7-2 の、から始まる図の説明なんですけど、
0:43:37	そのうちの 12 図と 13 図が、重複してルーですね、ときゃ、例えば 12 図であれば、107 ページと 110 ページ。
0:43:50	13 図であれば 109 ページと 111 ページ。
0:43:54	にあります、大阪の入れ替えとか追加とかした時にちょっとこの辺の順番が反映されなかったのかなとは思ってるんですけど、
0:44:02	でよ。
0:44:05	重複してますよね。私の見間違いじゃないですよ。はい。九州電力の後藤です。申し訳ありません 2 番、色してしまっております修正ミスになりますので、
0:44:18	適切に図番、変更させていただきますアノゴ指摘ありがとうございます。申し訳ありません。以上です。はい。カセサノタカハシです。それに伴って

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	それ以降の数字も多分全部ずれると思うのでちょっとその辺も踏まえて、修正していただければなと思うのと、あとその中であと(6)の階段室の説明で、
0:44:39	第7-10、
0:44:41	第7-2-11図に書いてますっていうような説明なんですけれどこれ一もずれるかなと。
0:44:50	今だと第7-2-12図なんですけどね階段数の説明が、江田多田文書だと11図となっているということでこの辺もすみません修正の方していただければと思います。
0:45:03	はい。九州電力の後藤です。間違いがちょっと重複、いろいろと間違っ てしまっても、申し訳ありません
0:45:10	2番について見直しを図って投手適切な番号に修正させていただきます。ありがとうございます。
0:45:17	はい。よろしく申し上げます。監査室タカハシ以上です。
0:45:22	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:45:26	続けて医師のコメント回答でよろしいですかね。はい。
0:45:32	138番がまず単体でいいんですかね。はい。ここはでもあれですか先日 ヒアリングの中でもある程度認識とれたと思いますけど、
0:45:44	複数の火災区域だからドーナツ状の火災区域とその中に1個火災区 域別の火災区画区域があるってそういう話ですよ。
0:45:53	はい。九州電力の後藤です今ご発言いただいた通りでして、は私のちょ っと説明の仕方が前回ヒアリングまでよくなかったところについて、きち んと考え方を整理した上で今後適切にご説明させていただきます。
0:46:08	で、前回か。
0:46:10	ヒアリングの際に確認事項の対象として、記載していた文章につきまし ては、シャワー室だったり、136番だって137番の、
0:46:21	修正を加える中で、説明資料からは経営でしてしておりますので、特段 補足説明資料でご説明するような箇所はございません。以上です。
0:46:32	はい。規制庁西内ですわかりましたここは前回ヒアリングで共通認識取 れていたと思います。その通り修正したっていうだけのものと理解をしま すと、
0:46:41	修正したという考え方をちょっと適正化をしてただ結果資料には特に反 映はありませんっていうそういうものだと理解をしますと、
0:46:50	はい。念のための他にも同様の箇所がないかは最後視界サーベイをお 願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:55	はい、じゃあ続けてですけど。
0:47:03	停止の話、伊達白井線から設置しない設計の話、139 番。
0:47:11	これ単体ですかね。はい。説明をお願いします。
0:47:16	はい。139 番の設置し感知器を設置しないエリアについて、各エリアの状況を踏まえて設計の分類を整理することとしておりました。で、こちら回答の方回答欄の方に文章記載しておりますが、
0:47:31	衛藤説明資料の 4-3 ページ、
0:47:34	ご確認いただいてもよろしいでしょうか。こちらの方にちょっと分類わかりやすく資料をまとめております。
0:47:44	説明資料 4、4-3 ページに、火災感知器を設置しない設計についてはまず、その設計の対象とするところの考え方が、前回審査会合からは変わっておりますので、
0:47:57	そういった意味合いで、それぞれ火災感知器を設置しない設計としていた、川内玄海合わせて 6 ヶ所のエリアについて、考え方を見直した後にどういった設計の分類にするかをまとめております。
0:48:12	まず、使用済み燃料ピット、これはこちら仙台 12 号玄海 34 号ともんですが、こちらに関しましては、使用済み燃料ピットと、ピット周辺の通路等ですね、ピット周辺を含めエリアに対して、
0:48:26	消防法施行規則第 23 条第 4 項によって、感知器を設置いたします。で、感知器の配置に関しましては、ピット内での火災が発生し一体で、
0:48:38	火災発生のおそれがないことを踏まえまして、ピット周辺の人が入ることができる場所の情報に、
0:48:48	偏りなく設置することで、火災を有効に感知できる配置と考えておりました、それを、それらを含めて火災防護審査基準による設計として設計する考えでございます。
0:49:00	続きまして、仙台 12 号機の使用済み樹脂通報タンク室ですが、こちらは開口を通じまして、使用済み樹脂と同タンク室と、
0:49:10	使用済み樹脂貯蔵タンクのバルブ室が通じております。こちらのこれまでご説明してきた脱塩塔に似た構造となっております。こちらに関しましては、脱塩と同様に、高線量エリアとして、設計要件を満足する設計をすることとしまして、
0:49:27	脱塩塔バルブ室側の煙感知器及び熱感知器に、火災の監視を期待する設計としております。
0:49:36	最後に、玄海 34 号機の使用済み樹脂貯蔵タンク室と玄海 4 号機の燃料取替用水ピットエリア、復水ピットエリアに関しましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:47	これらは火災発生の恐れがなくかつ周辺と区分されたエリアになってございますので、③の設計、火災感知器を設置しない設計を、としたいと考えております。
0:49:59	集計の分類に関しましては以上となっております。
0:50:04	はい。規制庁ニシウチですわかりますし、と。
0:50:13	ちょっと①を一番最後にしますけど、変更後の①一番最後にしますけど、都丸については、だから、他の高線量 0 と同様にこのタンクシステムの該当の場所はオカないよと。
0:50:28	ただその場所で発生した火災、
0:50:33	ていうのは、
0:50:35	隣接の場所でしっかり感知できますってそういう話になるんですね。
0:50:43	はい。九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。
0:50:48	はい。規制とニシウチですわかりますし、と。
0:50:53	その具体的な状況が次の 4 ページ目以降で説明がされているってことでいいんですけど。
0:51:01	はい。九州電力後藤です。5 ページ②の設計センター高線量エリアとして適用する仙台 12 号機の使用済み樹脂貯蔵タンク室の設計に関しましては、
0:51:12	江藤、パワーポイントで言いますと 5 ページ以降に記載してございます。
0:51:19	はい。わかりますし、
0:51:22	と。
0:51:24	わかりま知っとう。
0:51:34	はい。
0:51:35	わかりました。
0:51:37	もう、
0:51:39	そうですね、結果して明確になったって感じですかね。
0:51:43	あと火災感知器を設置しない設計って言っている。
0:51:47	まず玄海 3、4 の使用済み樹脂貯蔵タンク室の方は、次のページにも書いている通りヤダ他の周囲と隔離されていって限定された区画っていうところが大きいってことですねそこに違いがあるってことですね。
0:52:02	はい。九州電力後藤です後、今ご発言いただいた通りでございます。その違いによって仙台市と玄海 34 の設計の違いが発生しております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	はい。燃取用水ピット復水ピットエリアはパワーポ上は説明がないけども同じような場所ってことですね。
0:52:20	それは資料 3 の方に説明書 3 に分かれてるんでしたっけ。
0:52:26	はい野木玄海原子力発電所の補足説明資料の方に記載してございます。
0:52:32	はい、わかりましたちょっと後でまとめて確認をしておきますけど、
0:52:38	堀本。
0:52:43	はい。で、
0:52:45	と、
0:52:47	あとわあ、あれ、これはあれでしたっけその具体的な設計はこの後また別途説明来るんでしたっけとりあえずここだけです。
0:52:56	ここんところは 1 棟としてここはすべてですよ。ではない。
0:52:59	と。
0:53:00	ちょっと先に確認する。説明しろパワーポイントの 7 ページ目。
0:53:05	のところがまさにこの開口部からその隣に流れる、流出するよってところの話なんですけど、排気ダクトの方、
0:53:12	排気ダクトもここあるんですよ。
0:53:14	いわゆる廃棄額等、
0:53:19	の方に全部行くわけじゃないよと。
0:53:22	排気ダクトに行く流れもあるけど、バルブエリアの隣の方にも行くよってそういう流れであることは何かシャア
0:53:32	例えばその他のフードを置いているような脱塩とエリアとかだったら何か解析とかをやってまわしてもらったりとかしてますけど、また審査会合とかでももうオープンになってると思いますけど他プラントだった実証試験をやってみたってそういうところもあったりとかしていて、
0:53:45	こういう煙の流れになるよっていうことは
0:53:49	那珂市ラードどういう考えでそういうふうの説明をしているのかってその裏付けとか何かあるんでしたっけそういうものは、
0:54:01	九州電力の五島です。まず
0:54:05	建屋の躯体の構造から考えられる形成的な気流の流れというものを、説明資料 3 の 21 ページに載せてございます。
0:54:16	で、こちらの気流の流れ、形成的な気流の流れに関しましては、これまでご説明してきました脱塩等々、ほぼ変わらないものになると考えております。
0:54:27	で、脱塩塔の際に行った解析の結果、衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:33	糖質代で発生した煙というのは、下記空調設備による設計にかかわらず、バルブエリア側に流れていく結果を示しております、
0:54:43	今回、玄海原子力発電所の使用済み樹脂貯蔵タンク室に関しましては、東海コウノ1であったり、ダクトの配置であったりというところを聞か、
0:54:53	見てみますと、脱塩塔の際に行った解析の結果と同様の傾向を示すということが考えられますので、この使用済み樹脂貯蔵タンクに特化した、
0:55:04	解析は行っておりませんが、雑円筒にて実施した解析の結果と同様の傾向を示すものと考えております。以上です。
0:55:13	はい、規制庁ニシウチですわかりました。ちょっとそこら辺の考え方、今まさに説明いただいたような内容もわかるように説明書の方には充実をお願いしてもいいですか。
0:55:24	はい、九州電力の後藤です今しがた私福士が発言した内容について補足説明資料でわかるように記載いたします。以上です。
0:55:32	はい。規制庁西内です。わかりました。
0:55:36	あれですねそもそものこの排気ダクトの設計流量的なところも踏まえても、この排気ダクトですべて廃棄するようなイメージじゃなくて結局その建屋、この区画タイ、
0:55:47	建屋というより苛酷タイカネコの勧告一応管理区域なので、その管理区域としての管理区域全体としてのアノは、換気設計としていて、バルブAの方からさらに他のところに、
0:55:59	廃棄する旧機材ないし吸気するそういう全体的な話になってるので、そもそも排気ダクトだけじゃないんですよとそれだけの話ですかね。
0:56:14	でもあれか、基本的には
0:56:17	基本的には、基本的な通常時の関係で言えば旧鬼頭廃棄は基本的には説ん図示いただいている流れでやるってことなんですよ。
0:56:26	九州電力の後藤です。そうですね流れとしては、基本的にタンク室側に排気のダクトがありますので、開口部側から、
0:56:38	吸気がなされて、室内タンク室内のダクトから排気されるという流れではございますが、タンク室内の体積、
0:56:49	に対して、そんな大きな排気量ではございませんので、衛藤甲斐開口から何、何て言うかね
0:56:59	一つの枠で見れば吸気がなされるんですけども、大した流量ではありませんし、そういった中で開口から出ていく気流が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:08	あることも考えられます。以上です。はい。規制庁西内です。わかりました。だから結局火災が発生して熱を生じている以上、プラスでエネルギーが発生してるわけで、
0:57:21	だから通常の吸気肺機能その流量を踏まえれば十分そういう、
0:57:26	その内数じゃないですけど、それぞれとは別の流れとして側レベルにな向かっていく流れも、訂正で十分定性的な範囲でまず考えられますよと。
0:57:36	それを一応確認する内容としては、
0:57:38	九州電力としても甲斐関井をまわして行って、その解析でこのあれでしたね、解析の時ってこの流量とかも同じような吸気排気の流量とかも与えて、実際にその馬場リベリアまでその煙が行くよう熱が行くよっていうことを確認していただいてるってそういう理解でいいんですよね。
0:57:54	で、脱塩塔室を例にして確認をいただいてるってそういう理解をすればいいんですよね。
0:58:01	はい。九州電力の後藤です今しがたご発言いただいた通りでございます。実際の流量設定等を施した上での解析の結果を参考として、当社は確認しております。以上です。
0:58:13	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
0:58:17	あれですね一応、一度その脱塩塔室の設計として説明はいただけてますけど、こっちのパワーポイント上でも、その流れは同様に同様なのであれば、同様な
0:58:29	ことを考えているんだっていうことはわかるようにまず説明をいただきたいかなと。
0:58:33	やっぱりその解析上、解析ってということもやっぱり参考としてやって確認はしていますよってということは後ろの参考側にも載せておいてもいいのかなという気はちょっとしますね。
0:58:43	ちょっとどこまで何を説明するかってところにもよると思いますけど少しご確認をいただければいいのかなと思います。
0:58:51	はい。九州電力の後藤です。次第1の使用済み樹脂貯蔵タンク室の個別エリアの説明に関しまして、今少し不足している情報を資料を加えること等でコメント理解いたしました。修正いたします。以上です。
0:59:06	はい。規制庁西内です。
0:59:09	あとは、最後すいません最初に戻って①部分ですね3ページ目の①、青枠の部分ですけど、
0:59:19	これは仙台市にでも玄海34でもいいんですけど、具体的な芭蕉は、資料に檀尾さんの方でちょっと示していただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:30	はい。九州電力のゴトウですさんです。丸一井の設計に関しましては、説明資料 2 の 113 ページをお願いいたします。
0:59:48	はい。114 ページとか 115 ページのところでご図面を載せてもらっていますよと。
0:59:56	で、あれですねパワーポイントのほうで説明いただいた、まずピットには置かないよってという話はこのピット内の話をまずしてるものって理解でいいんですよね。
1:00:07	はい。
1:00:09	7-2-15 分で言いますと、水色ハッチングしているピットの情報には置かないということで、
1:00:16	の設計になります。以上です。はい、わかりました。衛藤。
1:00:22	結果、まず、組み合わせは煙と熱でオカ決めて炎か。
1:00:29	はい。衛藤。こちら煙と歩道となっております。8 メーターを超えるエリアになりますので、煙ところで設計いたします。
1:00:37	終わりますし、あそこ初めて超えるから 9 日はわかりましたわかりました。で、
1:00:43	藤。
1:00:47	結果的にって言い方なのかどうなのかってところなんですけどね。
1:00:51	その煙と、
1:00:53	炎の配置。
1:00:55	ていうのは、
1:00:56	いわゆるピット部分を普通の床とみなしたときの置き方になるんですかね。
1:01:03	はい。九州電力の五藤です。まず炎感知器に関しましては、ピットの水面が床とみなした上で、それも監視範囲に含むように、設計しております。
1:01:15	で、煙感知器に関しましても、使用済み燃料ピットの水面も、床面として踏ま勘案しまして、この黄色と水色で塗られている範囲の床面積、奄美水面も含めた床面積。
1:01:32	この床面積から割り出され算出される設置個数をこのエリアに設置しております。で、その設置のその場所、位置といいますか配置につきましては、
1:01:44	より火災が発生しやすい場所、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:47	その当然ピットの水面の上ではなくって、ピットの周辺、オレンジ、黄色でハッチングしているエリア、
1:01:54	の方がより火災の発生がお考えか、可能性としては考えられますので、火災を有効にする感知する配置として、今現状の通り、ピット周辺の情報に煙感知器を設置する設計で考えております。以上です。
1:02:08	はい。規制庁の西内です。理解できますと、
1:02:12	わかりましただからあれですねすごいちよっと突拍子もない話をしますけど、
1:02:18	何かしら油を、そもそもそんなことありえないですよ。ありえないですけど、何かしら油を真面目に流しちゃって、水面上で何か火災がちょっと若干は発生するようなことになったとしても、
1:02:29	監視範囲に入ってるってそういうことでもいいんですよ。
1:02:32	その前者の想定も教えていただいて結構ですけど要は監視範囲に入ってるってそういう理解をしていいんですよ。
1:02:39	はい。監視範囲に入っている認識で問題ございません。以上です。わかりましたそこも含めてこの①だと言ってることですか。
1:02:48	はい。ご認識の通りでございます。理解できましてありがとうございます。そこら辺をだから有効に感知するよっていうところで、まずは通路部とかを、
1:02:58	もうところが主にねらうんだけどもちろんと監視範囲としてはピット部分を含めたこの部屋全体が監視範囲ですってそういうことですね。
1:03:10	はい、ご認識の通りでございます。規制庁西内ですわかりました。
1:03:15	わかりましたパワポにどこまで書くかって話ありますけど、補足説明資料だと今の話がわかるようになっていうところですけどそれはあれですかね、113 ページの文章でいうと、
1:03:28	ここの 2 段落で一応表現をいただいてるってそういう理解をしていいんですでしたっけ。
1:03:34	甲斐九州電力の後藤です今おっしゃっていただいた通り 113 ページのこの文章で、今しがたご説明した内容を一応ご説明、記載している。
1:03:46	つもりでおります。以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。
1:03:52	わかりました。その上で最後基本設計方針なんですけどね、基本設計方針にこれらの分類ちょっと書き分けられたじゃないですか。
1:04:02	それらがどう表現されてるかというですよ、パワーポイントの 20、
1:04:10	5 ページ目カラーですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:17	はい。九州電力後藤ですパワーポイントの 25 ページ目からが良いかと思えます。
1:04:24	突然、これってコメント回答では、また来ました。
1:04:28	また
1:04:30	そっか。
1:04:32	ちょっとまとめてありますかねすみません前回のヒアリングの時に、例えば 25 ページ目の
1:04:40	(2)、火災の感知及び消火に何段落目の多々ただし書きの部分ですよ。
1:04:46	ここの部分。
1:04:48	わあ、馬場所っていう単位なんでしたっけっていう話を確認させていただいたと思うんですけど、そこは結局この記載のままっていうことですか。
1:05:04	要は、先ほど分類いただいた①②③ありますけど、
1:05:09	例えばいうなれば丸 2 の設計ですよ使用済み燃料樹脂貯蔵タンク室の高線量として設計しますよって言っている部分ですけど、
1:05:18	そこについても場所という単位で捉えれば、タンク室に若狭岩瀬感知器を設置してないわけですよ。
1:05:27	そうすると 26 ページ目以降で説明するような設計基準を適用するエリアとの重複というか、整理がよくわからなくなるなというところでちょっと前回のヒアリングでもちょっと確認をさせていただいたと思うんですけど。
1:05:41	九州電力の五島です。申し訳ありませんパワーポイント側の 25 ページの記載ちょっとこちらの修正をかけて、かけておりませんでした申し訳ありません。
1:05:54	衛藤、現在ちょっとこのただし書きとして記載しようと思っております内容が、
1:06:00	説明資料 2 の、
1:06:03	337 ページ。
1:06:05	をご確認いただいてもよろしいでしょうか。
1:06:08	はい、どうぞ。
1:06:10	なるほど。はい。
1:06:12	はい、337 ページの方。
1:06:15	すみませんこちらだけ修正する形になってしまって申し訳ないんですけど、こちらが先ほどパワーポイントの③として示した、火災発生の恐

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れが中津周辺と区分された場所においては、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とするということで、
1:06:31	ここで③の設計を記載している考えでございます。以上です。
1:06:39	規制庁西内ですわかりました。
1:06:43	わかりました。
1:06:46	ちょっと改めてパフォーと見比べながらの確認ですけど、欠カー心、これは、
1:06:54	等、
1:06:56	そうですね、パワーポイントの3ページ目ですか、のところでいうことの多分③の黄色枠のものをイメージして書いてるってことですよ。で、①の、
1:07:08	このFIT自体は、どういう考えになるんですかね。
1:07:12	ピット自体、はい。
1:07:15	ピット自体はですねすみません。
1:07:22	両括弧のBです28ページ、28ページ。
1:07:28	パワーポイントの28ページ両括弧のBの火災防護審査基準による火災感知器の設置という中で、この内数になるイメージになります。
1:07:41	そうかどうかわかりました。
1:07:43	どこへ。
1:07:45	藤。
1:07:47	当てがそもそもあれ仮想化だ結局そのピット部分も含めて、ねらった設計になってるから、
1:07:56	別にだからそもそもピットにおきませんというよりは、
1:08:01	単純にそのピットを含む火災区画ですよ。
1:08:04	ピットを含む火災区画に過怠して、ちゃんと火災防護審査基準の考え方に沿ってやってますよってそういうことですか。
1:08:12	はい九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。それはわかりますわかりました。ちょっと待ってくださいね。ピットを含む火災区画なんですよこれあくまで。
1:08:22	ピット単体で区画区域設定をしてないわけですよ。
1:08:26	はい。おっしゃる通りです。以上です。わかりましたわかりましただから一、そうかそうかそうかいいのか、なるほど。
1:08:36	なるほど。
1:08:39	ちょっとあとは許可との整合性の観点での質問になるんですけど、許可の点、整合性というか許可のテンパチですよ。本文事項じゃないという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ふう理解をしてるんですけど、許可のテンパチだと思済み燃料ピットとかには感知器設置しないよっていう話終わったと思うんですよね。
1:08:55	そこで言ってるアノ. 発で言ってるのは、そこはピット自体の話をしていてってそういうことですか。
1:09:02	はい。九州電力の後藤です許可テンパチで話してるのはピット自体の話をしているものになります。
1:09:10	で、規制庁ニシウチです。
1:09:13	それが工認に行った時にどういうおりてくるかっていうと、基本設計方針上でわあ、説明資料の2の337ページ。
1:09:24	だから火災感知設備と消火設備を設置しない設計とするって書いてると思うんですけど。
1:09:31	そこではなくてってことですね。何か一見するとちょっとここに行くような気もしたっていうところですよ。若干そのテンパチというのを横並びで見ると、
1:09:43	はい。九州電力の後藤です
1:09:46	今回説明資料2の337ページに書いてあるところに入らないっていうのはまず、周辺と区分された場所、ピット自体が周辺と区分された場所ではないっていうところで、ここには入らないという設計になってございましてでは、
1:10:00	天発に書いてある内容がどういうふうに工認上盛り込まれているかというとその煙感知器の配置を考えると、そのピットの上には置かないよというところで、その基本設計方針の考え方を、具体的化している。
1:10:17	ものと考えております。以上です。
1:10:21	はい。規制庁西内です。わかりましたそこら辺があれですよ。最後許可整合の説明書なり、まだ補足説明書なりでちょっともう少し明確に説明をいただくのかなと思っていただく必要あるかなと思っておりますが、
1:10:36	よろしいですか。
1:10:40	はい。九州電力の後藤です了解いたしました。
1:10:43	はい。考え方は割と、
1:10:46	整理ができていけるのかなという感触を受けていてあとは許可整合も含めてですよ。
1:10:52	ちょっとそこら辺の考え方がもう少し明確になればいいのかなあとは思いましたというところです。
1:10:59	はい。
1:11:00	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:05	あれですね、そもそもですけどそっか。
1:11:09	他のタンク室とかしねん取ピットエリアとか復水ピットエリアとか、これ許可のテンパチだと確か具体的な場所出してますよね。
1:11:21	要はここの場所って確かにこっちベースだと具体的な場所をさせてもここはオカないよって言ってますよね。
1:11:27	はい、おっしゃる通りでございます。はい。で、一方で工認の基本設計方針に来るとそういう場所は別に具体化をして書いてまじないですよなと。
1:11:38	で、そこはあれですかねいわゆる、許可の方も本文事項ではなくて添付側で書いている具体的な場所について書いてるもので、工認側でも、その
1:11:48	のそのデマケは変わらないよってそういうことなんですかね。
1:11:51	本文側では具体的な場所まで確定、書いてなくて添付側で書いてますってそういう理解をすればいいですかね。
1:11:58	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでございます設置許可側もあくまでテンパチいでの具体的な名称の記載になってございますので、工認においても基本設計方針でそこまで具体的な場所の名称を出そうとは考えておりません。以上です。
1:12:13	はい、瀬田ニシウチですわかりました。で、それはあれですねその他の、
1:12:19	他のってか基本設計方針全体感知器の感知設備の機能設計方針全体でも同じ考えだっって理解でいいですよないわゆる条件とか、
1:12:27	脇の設計方針と記載をされていてそういうことですかね。
1:12:32	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでございます火災感知設備の基本設計方針全体として、固有のエリア名称を書かないようなトーンで記載しております。以上です。
1:12:43	はい。規制庁西内ですわかりました。先ほどあれですね、火災防護審査基準の要求事項のナカガワの話として、
1:12:54	(1)から(8)のシャワー室とかの話ですね、そこら辺の話もちよっと確認しましたけど、条件として書くのでやっぱりあれですよな。鹿野伊井から新居島の島って何が入るんだっていうのがある程度類推できるような話になってないと、
1:13:07	ちよっと数字はやっぱり通らないのかなっていうところはちよっと感じますね。もう少しその具体カーは必要に応じて検討いただければいいのかなとちよっと改めてですけど、よろしく願います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:13:18	衛藤オカない部分の設計は私概ね理解ができますし、
1:13:22	現状はちょっと私独断追加はないですけど規制庁側から他に何かありますか。
1:13:36	はい。規制庁江原です。
1:13:37	はい。若干軽微な点なんですけれどもパワーポイント資料のちょっと4ページ名でですねちょっとちょっと確認したい点がございまして、
1:13:47	はい。4ページ目の右の図なんですけれどもこちらの、
1:13:51	この使用済み樹脂貯蔵タンク室が右側の部屋とはもう完全にコンクリートによって隔離されていると。
1:13:59	というような状態になってるんですけどもこの隔離されてる状態でもこの右と左の部屋って何かこの同一火災区画と、
1:14:07	書かれているんですけど何かこの、
1:14:10	コンクリート境界のところで火災区画が分かれたりはしないんでしょうかっていうところは、確認させてください。
1:14:21	はい。九州電力の後藤ですこちらはですね、火災区画としては他の
1:14:28	広いエリアと一体となった火災区画を設定しておりまして、コンクリー等で隔てられてはいるんですけども、火災区画としては広いエリアの一部のエリアとなっております。
1:14:39	ただ図示して文書にも記載しておりますけれども、壁床天井コンクリートによって囲まれておりますので、他の場所とは区画化されて限定されたエリアになっている箇所でございます。以上です。
1:14:53	はいわかりんアノ規制庁ウエハラですはいわかり、理解いたしました。コンクリートで確認されてるんですけど、それで同一火災区画というふうに整理されているということでは、
1:15:06	理解いたしましたはい私からは以上です。
1:15:12	規制庁西内です。
1:15:15	すいませんちょっと1点だけ、ないと言っておきながら申し訳ないんですけど、ちょっと基本設計方針のところですね結局、すいません。
1:15:21	周辺と区分された場所っていうその区分の考え方ですよね。
1:15:27	まさに今おっしゃっていただいたようなコンクリートへきってというのが一つの話になってるって理解をすればいいですか。
1:15:36	はい。
1:15:39	コンクリートを基本的にはコンクリートで隔てられている。あとは燃料取替用水ピット等でいきますと水密扉等の設置によって隔てられている箇所を区分しているというふうに表現しております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:56	はい。規制庁西内です。ちょっとまさにその話でして、
1:16:00	何をもって区分というかっていう考え方を少し具体化をお願いしたいと思うんですけども、よろしいですか。
1:16:10	要は九州電力の堀田丹治委員、失礼しました
1:16:15	ぺらぺらローラーみたいなスクリーンスクリーンみたいなものもあるじゃないですか。ああいうもので区分とは言わないですよねっていうところはさすがに取れてると思うんですけど、何をもって区分というかっていう考え方をまず明確化していただきたいなと思いますけどよろしいですかね。
1:16:30	はい。九州電力の後藤です。この区分っていうところの考え方について、今補足説明資料の、本日の説明資料の2の、
1:16:41	年ページ 100337 ページ以降に補足説明資料9ということで、感知器を設置しない設計について載せてございますので、当行言った、せえと補足説明資料であったりあとは、今後補正するせ、添付資料の中で、
1:16:55	区分についてもう少し具体的にどういったものかということ表現するようにいたします。以上です。
1:17:01	はい、すみませんよろしく申し上げますありがとうございます。他に規制庁からありますか。
1:17:08	火災対策室の齋藤です。まず簡単な方から資料、説明資料4の7ページのところで、
1:17:18	隣脳部屋で、お隣のところで感知しますよって言うてる説明のところ、
1:17:26	都内、先ほどもちょっと確認がありましたけれども隣のところで、
1:17:34	確実2アノ感知できますっていうのをシミュレーションで多分されたっていうふうに、そういう理解だと思んですけどもその内容をですね説明の時に、説明資料の中に、
1:17:46	書いといていただきたいんですけどもそれは大丈夫ですか。
1:17:51	はい。九州電力の後藤です。確実に漏れなく確実に感知できるというところの、当社の考え方を、説明資料、パワーポイントの説明の中に組み込むように修正いたします。ありがとうございます。以上です。
1:18:05	はい。火災対策室のサイトウですそれでし、先ほどの今のこの資料4-3ページの方に戻って①番の新使用済み燃料ピットのこのちょっとえーつとか、考え方についてちょっともう一度確認させて欲しいところが、私の視点で確認させていただき、
1:18:24	聞きたいところがあります資料2-114ページと115ページですねちょっと図面を見ながらですねちょっと教えていただきたいんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	今ご説明いただいた中で使用済み燃料ピットのところには置かなくてその周りのところで起きますよという考え方については、今お話を伺いましたで、
1:18:49	その中で、要は煙の動きとして使用済み燃料ピットの上の方に煙が流れ、本当はいいんですけれども煙のことについてちょっと教えて欲しいんですが、
1:19:03	要は上 2 設置するので、使用済み燃料ピットの上の方に煙が入っていくパターンっていうのがあるかありうありえないのか、桐生の考え方等を通してですね、
1:19:19	どうなってんのかなっていうのをちょっと教えていただきたいんですけれども。
1:19:24	はい。九州電力の五島です。7-2 の注 5 図を用いた見ながらちょっとご説明させていただきたいんですけれども。
1:19:33	衛藤。
1:19:35	この水色ないしは黄色でハッチングしているエリアで火災が発生した場合に、水色でハッチングしている使用済み燃料ピットの上部に煙が流れ込む困まないかっていうところに関して、
1:19:46	に関しては、流れ込むと考えております。
1:19:50	煙の流動場いずれかの場所で、火災が発生して、天井面にぶつかった後、天井面をほうように、煙が広がっていくものと考えておりました、
1:20:00	そういった意味では使用済み燃料ピットの上に煙が来ないっていうふうには考えておりません。ただ、火災が発生する場所に、
1:20:10	近い、その方が発生する場所の情報に近い場所に煙感知器がある方が、当然より早く感知できると思っておりますので、そういった意味では、
1:20:20	水色ハッチングしている使用済み燃料ピットの中で火災が起きるっていう可能性は、著しく低い、黄色でハッチングしているエリアよりも低いと考えておりました、
1:20:33	そういった場合黄色でハッチングしているエリアでの火災の発生が、可能性としては高くなると思うんですけれども、そういったもの、火災に対して、黄色ハッチしている箇所の情報に煙感知器を配置することで、
1:20:46	より早期に感知できると思っておりますので、消防法施行規則上でいう有効な配置という観点において、現状今 7-2-15 図等にお示している配置が消防法施行規則においても、
1:21:01	合致するものかと考えております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:05	火災対策室の齋藤です。
1:21:08	今の説明だと、若干きついような気がして何がきついかなという等火災防護審査基準は基本的に設置の考え方については、そのエリアを、
1:21:21	漏れなく確実に監視するように言ってるので、
1:21:27	あのね、使用済み燃料ピットのところにオカ置きたくないというところについては殊、考え方としては理解はしていますけれども、そこ以外のところで漏れなところのエリア全体の話が、今そこに設置しようとしてるところで漏れなく確実にどのように、
1:21:44	感知できるのかということについては、ちょっと説明をいただき、もうちょっと詳しい説明をいただきたいなと思っております。逆にですね、
1:21:53	ここに、逆にこういったところね使用済み燃料ピットみたいなところに置かないようにするためのやり方として、例えば、
1:22:04	香典分離式の煙感知器を両端に設置すれば、面全体を、要はあれは線的に確認するものですから、面全体として、
1:22:17	置きたくないところも網羅しながら上全体をですね監視できるというようなものがあるんですけども、それをしない理由、逆にそれを採用しない。
1:22:28	スポット型のこうしたの感知器を使用するといった考え方について逆にちょっと教えていただいてもいいですか。
1:22:37	はい。九州電力の後藤です。
1:22:40	火災防護審査基準上で、もれなく網羅的に設置するという記載がございます。で、感知器同等の機能を有する機器というよりも感知器というところの設置方法でいうと、
1:22:56	消防法施行規則 23 条 4 項の設置方法に従った、設置方向にするというふうな記載になっていると認識しております。
1:23:04	江藤消防法施行規則 23 条 4 項の設置方法において、配置についてどういうふうに書かれているかというところとまず設置に関してどういうふうに書かれているかというところと、まずは
1:23:16	床面積に応じた個数が必要だというふうに書かれているのと、もう一つ配置の観点に関しましては、火災を有効に感知できるようにというふうな記載があるというふうにご認識してございまして、
1:23:30	先ほど私の方からご説明した内容で、火災を有効に感知するという点については、クリアできていると当社として考えてございます。
1:23:42	で、2 点目の公然分離式というところに関しましては、江藤玄海原子力発電所の中央制御室等に置いている受信機のメーカーはですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:56	電分離しきいの感知器を現状開発していないメーカーになってございまして、なので、5年分の意識を取り入れようしますと、他メーカーの感知器を設置することになりますんで、
1:24:11	そういった接続になりますと、アナログ情報の検出が受信基盤上での検出がちょっと困難なものになりますので、
1:24:22	現状スポット型の煙感知器、かつこういった配置を行うことで、消防法施行規則の要件を満足しつつ、それによって火災防護審査基準の要件も満足できるというふうに考えてございます。以上です。
1:24:42	はい。火災対策室のサイトウで説明ありがとうございます。ただ、
1:24:51	何ていうかな、0 要は火災防護審査基準の(1)の②のところで感知器については消防法施行規則 23 条 4 項に従い、また同等の機能を要するものについては確か書いてない。
1:25:04	感知性能と同等以上の方法により設置することって書いてあるんで、
1:25:09	要は、空間全体でここで書いてあることは空間全体で漏れなく確実に感知してくださいねっていうこと。
1:25:16	だと私は理解していて、そういった中で、
1:25:20	スポット型の感知器を設置していただいて、それで漏れなく確実に、
1:25:27	感知できればいいんですけれども、要は、燃えるものがあるからその上で、感知しますという説明の仕方ではなくってやはり
1:25:37	この空間の中で、この場所に置いて漏れなく確実に感知するということで、要は、ピットの上に置かないんで、厳密には 23 条 4 項の通りではないですけれども、それ以外のところは 23 条 4 項の通りに設置することで、漏れなく確実に、
1:25:55	感知するっていうご説明の方が、私としては何か自然のように聞こえるんですけれども、何かそうそういう例えば説明では駄目な。
1:26:05	のか、理由っていうのが、逆に
1:26:10	九州電力としてあたりするんですかねというところすいませんちょっと考え方を教えていただければ。
1:26:18	すいませんはい西内です。ちょっとだけいいですかすいません。規制庁西内ですけど若干ちょっと私多分違う理解をして、まずここ消防法施行規則通り置いてるって理解を私してるんです。
1:26:30	要は、ピットも床面とみなして、消防法施行規則通りの考え方に沿って置いてますっていう前提がまずあると僕思ってるんですけど、違いましたっけ九州電力の方。
1:26:41	相原九州で。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:44	はい。
1:26:46	九州電力の後藤ですと当社としましても、
1:26:50	煙感知器がその部屋の中角に角といいですか中央ではなく、ちょっと壁寄りに配置しているって点がありますけれども、個数も満たしておりますし、変に偏っている配置ではありませんので、
1:27:05	かつ中央付近は使用済み燃料ピットがあって、周辺よりも火災のリスクが低いということは火災の発生の可能性が低いということをかんがみると、
1:27:15	江藤消防法施行規則でいう火災を有効に感知する。
1:27:19	ように設置するという、その設計の要件をこの配置によって満足していると考えておりますので、この設計自体で消防法施行規則通りかと思っておるところでございます。以上です。規制庁西内ですちょっともう少しだけ明確に確認したいんですけど、私は若干認識がちょっと自信がないので、
1:27:37	消防法施行規則だと、煙感知器って、これあれですね 4メートル以上の高さなんで、一種 2 種ですよ。で、75 平方メートル。
1:27:50	置きに 1、高 75 m <sup>2</sup> ごとに 1 個ですよ。
1:27:55	で、
1:27:56	そんな時に、その中で湯アノ 75 メートル置きに等間隔に置かなきゃいけない 75 メートルの面積あたりに 1 個なんで、だから、多分単純に考えれば 150、煙感知器の間 150 開いていいと思うんですけど、
1:28:11	ただそんな時に、厳密にその 150 かっていうとそうではなくて、有効に感知する観点でちょっと言っても別にそこは問題、そこはだからどう有効に感知を考えるかってそういう話なんですよ。
1:28:22	だからあくまでまず 75 の面積当たりで 1 個は確実にある。
1:28:27	その上で、有効に感知することを考えてピットの上面よりは通路部の方にちょっと寄せておいてるってそういう理解です、いいですよ。
1:28:38	はい。九州電力の後藤ですが今、西井様がおっしゃっていただいたように、
1:28:43	床面積に応じた個数として今煙感知器六戸っていう個数を割り当てていて、かつ、その配置に関しては今おっしゃっていただいた通りの考えで設置しているところになります。以上です。
1:28:56	ちょっと 1 個だけ明確化しておいて欲しいのは、多分個数じゃないだけじゃないと思うんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:01	ここ数っていう説明だけでちょっとそこが弱く聞こえるの予約というか違う印象を受けてしまうと思っていて、
1:29:08	ここ数じゃなくてあくまで面積割に1個っていうのが、消防法施行規則の考え方ですよ。
1:29:14	その面積ごとに1個。
1:29:16	だからそれが積み重なって結果網羅性に繋がってるわけですね消防法施行規則の方は、
1:29:21	だから消防法施行規則通り置けない場合には漏れなく確実にっていうその設計基準の話になっていると私は理解してて、だから単純な個数の話だけじゃなくて、
1:29:30	そもそも面積割ごとにちゃんと1個ずつ置いていって有効に感知できるようにちょっとずらしておいてますよってそういう説明ですよってところでそこがちょっと文章上も明確化されてないから多分こういう話になるのかなというふうに理解してるんですけど。
1:29:46	まず認識が合ってればそこら辺はちょっとまず明確化してもらってもいいですか。
1:29:53	はい。九州電力の後藤です。
1:29:56	その75平米っていう場所をどこに設定するのかっていう話は、あると思うんですけども、75平米ごとに1個っていうその床面積、
1:30:10	から算定される
1:30:12	ものを、それぞれ偏りなく設定することで、20様のおっしゃるような75平米ごとに1個置かれるっていう話に近い設計になるものだとは考えておりますんで、
1:30:25	その中で、より現場の状況を踏まえて、設計した結果が今になっていいますのでちょっと素行の、ここ数歩数だけっていうところじゃない、考え方っていうのを、
1:30:38	補足説明資料上は明記したいと考えます。以上です。
1:30:42	火災対策室の齋藤です今の説明聞いて私が若干誤解してたっていうのはわかりました。ただ、す。今のご説明だと、
1:30:52	要は若干偏っているんだけど、面積的に、
1:30:58	不自然な、要は、ちゃんとカバーしてますよっていうのをどのように
1:31:03	説明していただくのかなっていうのをこの図の中とかに追加し、特にこの黄色ハッチングと青ハッチング使いつけていただいているエリアについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:13	こういう区域割りの仕方をしてるんですよってというような、こういう感知のエリアの考え方ですよっていうのを、例えば、
1:31:23	感知器を中心に円でやるとかあと針があればその針を張りを張りの位置を示すことでその感知エリアを示すとか、やり方はいくつかあると思うんですけれども、要は
1:31:37	不自然じゃないですよっていうところをですねちょっと追加で図面上でご説明いただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いします以前ちょっと、
1:31:48	他社さんでもですね、ちょっと結構不自然な例があったので、すいませんけどもそういう意味であれば、
1:31:55	要は網羅的にこの 23 条 4 項通りに付けことでカバーしてますってことをご説明いただければと思いますよろしくお願いします。
1:32:04	はい九州電力の後藤さん
1:32:07	感知区域にちょっとフォーカスして、その中で、煙感知器が適切についていて、確実に網羅的に感知できる設計になっていることが図示してわかるように、補足説明資料充実したいと思います。ありがとうございます。以上です。
1:32:27	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:32:30	ちょっと時間が押してきたので、
1:32:35	と、ちょっともう、共通にとれているよねっていうところはちょっともう飛ばしていきたいんですけど。
1:32:43	140 ページからまずは 5140 番ですねコメントのすいません、140 番だけちょっと簡単にちょっと説明をいただいてもいいですかまず。
1:32:54	はい。140 番こちら齋藤市長から、前回、ヒアリングで確認事項をいただいた部分でして熱と炎の組み合わせで、火災感知している場所ってというのは、
1:33:07	どういった場所で、逃走じゃなきゃいけないのかっていうところを説明してくださいということでコメントいただいております。で、再度ですね当社において、そういった対象としていたエリアに関して、
1:33:19	煙感知器の設置ができないのかというところを確認しまして、結果としましては、煙感知器を異なる感知方式の感知器の一つとして設置するエリアとして設計することと変更してございます。
1:33:32	もともと煙感知器の設置が困難だというふうに考えておりましたが、対象としていた感知器については、そのエリアに万粉じんの家、粉じんの影響

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:46	蓄積していくことによってですね感知部が汚れて、それのその感度補正を自動的に火災感知器を行っていくんですけども、その感度補正の限界が来ると、感知器を取りかえる必要がございます。で、
1:33:58	この間の補正の限界が、限界に至るのが、他の感知器に比べて早いということで、そういった誤作動の懸念をされていて、していたものではございますが、
1:34:09	まずは煙感知におけるその重要性っていうのをかんがみたものと、あとは感度補正が来た場合には、誤報という形ではなくて、取りかえをしてくださいというエラーメッセージが出るものになりますので、
1:34:24	そういったところで煙感知器の設置が可能と考え、設計を変更しております。で、これに伴いまして設計のフローについても修正してございまして、説明資料 2-96 ページをお願いいたします。
1:34:41	96 ページに、建屋内における火災感知器の設置でいっぱい一般的なエリアのところを示しております。で、一つ目の分 5 分の 1 から来まして建屋内の設計かということで YES でシャワー室コンクリートだとかということでここで NO にした。
1:34:56	下った三つ目の分岐のところ、粉じん等の影響について書かれている文献がございまして、メイン火災の考慮について考慮している分岐になります。こちらのアノ No となる分岐を、
1:35:10	該当なしということで修正してございます。こちらの 140 番の回答は以上になります。
1:35:18	はい。規制庁西内ですわかりました規制庁側から何かありますかよろしいですかね。
1:35:23	はい。ちょっとすいませんフローの確認だけちょっとサッとさせていただいてもいいですかすいませんアノ 8283 辺りでちょっと確認したいんですけど。
1:35:31	今聞こえてます高根大丈夫ですか。
1:35:36	はい九州電力後藤です。聞こえております資料準備できております。はい。衛藤。
1:35:43	ちょっと迷子になってしまったってだけなんですけどね。まさに今 5 分の 283 ページの 5 分の 2 の方はさっき 96 ページで拡大して説明いただいた部分だと思うんですけど、
1:35:53	建屋外であれば別の設計に行きますよねと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:56	で、建屋内であれば、正人コンクリート1回置いといて、まずUMエンチャント組み合わせ考慮しますよってという趣旨は一番最初のボックスに入ってるわけですね。
1:36:07	で、そのあと2
1:36:10	アナログ式を優先しますよとかそういう話はその左下の方のボックスにもう一度入っていったらこういうことを一応優先、こういうことを考えて、組み合わせを選択していくんだという趣旨はここにまず含まれていると。
1:36:23	いうところで私はまず理解してるその理解でまずいいですね。
1:36:28	はい。九州電力の後藤ですご理解の通りでございます。以上です。だからこのボックスの中で括弧書きで書いている無煙火災の考慮、アナログ式の有線あと型式検定比の有線と右の方にありますけどこういったものを考慮して組み合わせを選択していくんだ。
1:36:44	という理解をしてるんですけどそういう理解でよかったですね。
1:36:48	はい。九州電力後藤です。ご理解の通りでございます。以上です。はい。規制庁西内です。その上で、これらがこうやって組み合わせしましたよと。
1:36:58	今度5-2のフローでいうと一番左下のひし形、
1:37:02	これがちゃんと設置することが可能かってところに行くわけですけど、
1:37:07	No1に行くとも5分の1に戻るんですけど、で、建屋外も5分の1に戻ってなってるんですけど、5分の1のこれどこに戻るって読めばいいんですけど。
1:37:17	戻るっていうのは、すいません。
1:37:20	すいません。衛藤。九州電力ゴトウで82ページに示しております5分の1に戻ってくる規程、右側で高さ方向でいうと中央に5分の2よりって記載がございまして、
1:37:35	こちらに先ほどの9813ページの5分の2から戻ってくる流れになります。
1:37:47	今の回答でよろしかったでしょうか。以上です。ここで戻って
1:37:52	デイ・シイ高坂さんから基本設計方針のCDが、
1:38:00	頭戻って。
1:38:03	で、そこそここれあれか矢印、この5分の2よりっていうこの矢印から、
1:38:10	このあれですかね火災感知器の選定方策っていうところに行って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:17	いや、この後、この5分の2よりっていうこの矢印は、その他の方法による火災感知器の設置っていう方にしか行かないやつってことでいいんですけど。
1:38:26	はい、九州電力後藤ですご認識の通りですわかりましたわかりました。ちょっとすみません矢印のなんか表現を工夫して、要はごめんなさいちょっとここで若干僕には迷子になってたんですけど、
1:38:37	5分の2をイデ戻った後にAに行くわけですよ。でまた結局両方に分岐しないとどっちにどう行くんだっけなっていうのが何かちょっとわからなくなっちゃって、
1:38:44	5分何より戻った矢印は、その右下のその他の方法にしか行かない矢印なんですよ。
1:38:54	はい、九州電力の後藤ですおっしゃる通りでございます。以上でありました何かこの矢印がワンスルーであることがわかるように表現しておいていただいてもいいですかすみません。
1:39:05	了解いたしました左側で上から落ちてくる矢印と5分の2から戻ってきたラインの、実線が一緒なために、皆さんのどっちに行ってるのかよくわからなくなるので、そこをちょっと差別化して、
1:39:18	こっちにしか行かないんだっていうのがちょっとし、視覚的にわかりやすいように、修正いたします。以上です。はい。よろしく願います以上です。
1:39:28	続けてですけど、自動消火の話はもうこれで回答で結構です。
1:39:34	江藤脱塩というような風土のはなCはちょっとお聞きしておきたいんですけど風土はこれ結局止めたってことですか。
1:39:43	はい。九州電力の後藤です。風土をやめますθ。はい。今おっしゃっていただいた通りでして、こちらは
1:39:53	止めた理由としましては一つはその維持点検の優位性ということで、当然風土がついてない場所に設置している方が、維持点検、
1:40:03	しやすいっていうのと、あとその維持点検の目的で、エリアに入っていない場合もございませうといったときに、バルブエリア側の感知器であれば人の目に触れて、
1:40:15	もし仮に汚れが付着しているようであれば感知機能に影響が及ぶことも考えられますので、そういったその人の目に触れて感知器の
1:40:26	適切な状態っていうのが見て取れるっていう場所に置かれていることも一つメリットだなというふうに考えておりますで、そういった意味であと産地性能といういったところでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	フードの中にある開口部の中でフードの中にある場合においても、バルブ室側にある場合においても、早期感知という観点ではそこまでIを大きな差というわけではございませんので、
1:40:49	風土をなくす設計とさせていただきます。以上です。
1:40:54	はい。規制庁西内ですわかりましたあれですかね容易性というよりは何か、保守点検の確実性みたいなものを取ったというような理解をしましたけどよろしい合ってますか。
1:41:10	九州電力の後藤です今、ちょっと音声が飛んでしまってますニシウチ様の氷を認識をちょっと、もう一度お伺いしたいんですけども、申し訳ありませんけど、お願いします。単純な表現ぶりの話ですけど、何か容易性というニュアンスよりは何か確実性を取ったものみたいないうふうに私受けとめ方をしたんですが何かニュアンス異なってますかね。
1:41:35	九州電力の後藤です。
1:41:37	確実性、にゅ優位性というふうな所容易性というところは、ちょっと言葉があまりよくなかったかもしれないけど、
1:41:48	どちらかという、有意な、
1:41:51	ものであるというふうに考えております江藤毎時点検の際においても、江藤設置時等ではありませんけれども、当然、被ばくも考えられますし、
1:42:03	フードを取るっていう、一つテーマがありますので、そういったところでの
1:42:10	施工の一つ、
1:42:13	何でしょう、リスク、先ほどのリスクにもなる作業もありますので、そういったものをなくせるっていうところで、
1:42:23	優位な維持点検において、バルブ室側への設置の方が優位性を持っているというふうに考えております。以上です。はい規制庁ニシウチですわかりました。
1:42:33	はい、わかりました。ちょっとそこら辺の表現ぶりはまた明確にしておいていただければと思います。
1:42:39	衛藤。
1:42:41	これ確か解析も合わせたっていうような話だったと思うんですけど、
1:42:46	その解析も更新いただいているんですけど、要は風土がない状態で隣のバルブエリアの方に煙がいくような感。
1:42:53	解析結果を示していただいているって理解でいいんですけど。
1:42:56	はい。九州電力の後藤です。そちらの解析の結果に対しましても、本日の説明資料3の中で解析の結果を今回の説明にあったものに変更させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:10	通しページで言います 248 ページになります。
1:43:14	説明資料 2 の方ですよ。3 じゃなくて、
1:43:19	いいですか。もし失礼しました。新居です。申し訳ありません。よろしいです。
1:43:25	わかりました。ちょっと内容またこちらで事実確認しておきますので、
1:43:30	条件を変えて今までの条件と変えたのは風土の有無っていう理解でいいですかね。
1:43:37	はい九州電力の後藤です設計の変更箇所はフードの有無のみになりフードの有無とその開口部に設置するか、感知器を設置するか否か。はい。というところになります。わかりました。ありがとうございます。ちょっと混合ですけど
1:43:52	先ほど玄海の使用済み樹脂貯蔵タンク室、
1:43:56	玄海か川内かちょっとそれをどっちか迷子になっちゃいましたけど他にもここと同じような設計してる場所があるって話だったと思うんですよ。網羅的に他にも同じような設計していて、
1:44:07	その要は、定性的にはまず判断しているもののこういう解析で確認をした範囲ってというのがほかにもこういう同様の絵にあるのであれば網羅的にちょっと一覧表にして、
1:44:17	まとめておいていただいてもいいですか。
1:44:23	はい九州電力の後藤です。衛藤解析の結果を適用する範囲に関しまして、表の形でわかるように、資料修正いたします。
1:44:33	以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:44:37	あとちょっともう店舗上げていきますけど、
1:44:43	次のファン停止時におけるシンプル配管からの煙熱の流動について説明を追加することってというのは、これ通しの何ページでしたっけすみません。
1:44:53	はい。説明資料 2 の通し 231 ページになります。これあれですかね私の方から私の方から、
1:45:03	野中布施流量だけでしゃべるだ面積的な花Cを何か充実してくれという話でしたっけ。
1:45:12	はい前回ヒアリングで江藤さんが、起動時においては、流路の断面積によって、江藤流アノ流れ込む先の流量が変わると。
1:45:24	ループ室側に 8 割流れるっていうふうなお話をさせていただきました後に、ジャパン系指示はどうなんだっていうところを見ますと、停止時にお

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ける、記載がございませんでした。で、停止時におきましても、結局、流路云々の面積に応じた、
1:45:39	気流の流れが発生しますので、そういった意味ではパーン運転中と停止時における、気流の流れは変わらないというところを、説明資料上、文書で明確化したところがございます。
1:45:51	以上です。
1:45:52	はい規制庁ニシウチですわかりました。
1:45:56	ちょっと1点だけですけど、それ明確に私が伝えられなくて申し訳ないんですけど227ページのところ。
1:46:03	まさに今説明をいただいたようワダ面積、ノダ面積というかその流路面積。
1:46:09	で考えれば大部分がって話があったと思うんですけど、227ページの方不良の80%って話書いてて、
1:46:17	結局、流路面積的な花Cであればここも同じようなイメージになるのかなって思ったんですけど違いましたかね。
1:46:29	要はその九州電力の五藤です申し訳ありませんを、ちょっと前回ヒアリングにおけるちょっと当社側の西田からいただいた発言の趣旨をちょっと少し一つずつぼかしてしまったところかと思えます
1:46:44	流路面積が、この辺違うことによって、流量が割合が変わってるんだっていうところを、きさいいすした方が良いというところかと今理解したんですけれども。
1:46:57	よろしかったでしょうか。はい。規制庁西内ですイエスでして、要はこの風量の80%が行くのは何でしたっけってという説明が、流量面積によるものって思ってるってことなんですよ。
1:47:07	という装置支配的な要因は明確に書いといて欲しいってところですね、収集要員は、
1:47:13	はい、九州電力の後藤です。了解いたしましたすみませんちょっと、前回コメントの趣旨をちょっと履き違えてしまったところがありました。申し訳ありません今回、流路面積に応じてこういった結果になっているところを、
1:47:24	文書上記載させていただきます。以上です。
1:47:28	はい規制庁ニシウチですよろしくお願いします。
1:47:32	続けてですけど、ちょっと時間があれですかね少し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:38	延長をする感じでも大丈夫ですがちょっと 15 分ほどどうであれば、最後まで行けると思いますがよろしいですか、九州電力側もよろしいですか。
1:47:49	はい九州電力後藤です九州電力側は問題ございません。よろしく願います。はい。すいませんよろしく願います。
1:47:56	ちょっと一通り私流れで行きますけど適時規制庁側から床はって話が出てきて差し込んでいただければと思います。
1:48:04	続けて 144 番は下限の話ですけど、あれまずこれは既工認、例えば今までの申請の考え方と同じって理解をすればいいんですかね。
1:48:15	まず、
1:48:17	はい九州電力の後藤ですこれまでと同様の考えになります。以上です。その旨って、どこかでねこのいわゆるあれですよ
1:48:27	影響が大きい値だから油内包機器とか印加電圧 440V 以上のっていうそういう話って今までどっかでもらってましたっけ明確に。
1:48:39	九州電力の後藤ですこの考え方っていうところはこの調査新規性以降は新規でいこうという、これまでの公認機構に含めて、
1:48:49	新設をあらわれるのは今回が初めてかと思います。以上です。
1:48:54	規制庁西井ですわかりますし、
1:48:57	藤。
1:48:58	わかりましたよと。
1:49:00	ふうん。
1:49:02	これはそうなんでしたっけ。もう本当にこうこうなんでしたっけ。ちょっと機構人とかの表現も 1 回改めて見ておこうと思いますけど。
1:49:09	これに限ってるんですかね。
1:49:13	既工認とかの表現するからこう読めましたっけっていうところはちょっと確認をしておきたいんですけど明確に、
1:49:20	九州電力のゴトウです既工認上で
1:49:25	下限っていうものをねらっていますっていうところまでは、記載していません。
1:49:34	規制庁西内ですねらってというよりはそもそも発火元って確か発生防止、
1:49:42	のところでまず要求があったと思うんですよ。
1:49:47	ありますよね。ちょっと待ってくださいね。
1:49:51	ここで言う 8 下限と同じものをねらうだけなんじゃないですかって思ってるってところがまずスタートなんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:59	九州電力の後藤です。
1:50:02	火災防護 5 は発生防止がバーで、話しているのは発火性または引火性物質のことを、西様がおっしゃってるのかな。いや。衛藤。
1:50:17	審査基準の 2.1. 1 の加古ロック(3)か。
1:50:22	(3)のところで、火花を発生する設備や高温の設備と発火元となる設備を設置しないことっていう要求がまずあって、
1:50:32	そんな時に要は付帯設備を設けた場合はこの限りではないって書いてあるんですよ。
1:50:37	ここは下限の話じゃないんですかね。
1:50:45	九州電力の後藤です。申し訳ありませんちょっと。
1:50:49	私がこここうを見落としていたのでもっとこれまでちょっと担当してきたものとも、一度ちょっと確認をされる確認をして、
1:51:01	改めてちょっと波源の定義についてご説明させていただきたいと思います。はい、よろしいでしょうか。大丈夫ですちょっと機構からのという今まで、いや、今回個別には下限の考え方を考えるっていうことは多分してないと思っていて、
1:51:17	ちょっとここら辺とのせ整合性というか、どっちかっていうと松木公認とか出野との繋がりっていう意味ではちょっと明確に、まず変えるものでないのであれば、
1:51:27	抱えるに今までと考え方を改めてましていうところからスタートで説明をいただいて、今までこういう文章で説明してあって、そこでちょっと具体的に表現ぶりでちょっと見にくい部分はこういう意味合いですとかっていうそういう流れで説明いただければスムーズに理解できるんですよ。
1:51:43	まず変える今までの考え方を考えるものじゃないっていうところは同じ認識で大丈夫でしたっけ。
1:51:49	はい。今までの考え方を考えるものではありません。私の方にちょっと誤認があった可能性がございますので、そこをちょっと今一度確認させていただいてから、適切な説明させていただきたいと思います。申し訳ありません。以上です。
1:52:02	はい。規制庁西内です。
1:52:05	まず 8 下限は置いてないよと、であと 8 ヶ月となりうる設備、ちょっとそこら辺の繋がりも含めてあると思うんですけど、ちょっとまず考え方を変えないのであればそこからしっかり説明、宣言をいただいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:52:18	今までの機構に内視鏡下で説明しているこういうものに沿って今回も同じですっていう流れでいただければ明確なのかなと思いますよろしくお願ひします。
1:52:28	江藤よければ続けてですけども、
1:52:31	145 ページのほっと幸せな話ですけど、
1:52:36	必要な機能に火災の影響が及ぶ前についていう表現は残してることですね。ただその理由については今回はこういう位置関係があるので、こういうふうにいえるんだとそういうことですか。
1:52:49	はい。九州電力の後藤です今おっしゃっていただいた通りでございます。
1:52:53	それがわかるようにⅡ図を追加して7-2-7 図③-し資料3の7ページになりますが、
1:53:02	こちらにポットシャワー室いうと、それぞれ火災防護を行う機器の配置を示しておりまして、火災感知器の配置につきましては通しページ10ページになりますが、
1:53:13	そこの補助者室から守るべきもの、までの間に、障防法正誤規則通り配置している火災感知器ございますので、これによって影響が及ぶ前にといい記載が成り立つと考えております。以上です。
1:53:27	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:53:30	あとホットサービスのちょっと状況だけもう1回確認ですけど、これ観光とか廃棄高とかはどこに繋がってるんですけど、
1:53:45	九州電力の後藤ですB級廃棄に繋がっているものだと。
1:53:50	ものです。はい。以上です。その先は何か火災のナンバーとかがあるんですけど、
1:54:05	九州電力の後藤です牧歌ダンパ等あるかとは思んですけど、ちょっとすいません江藤設備と相アノ部屋でて、直接そこに繋がっているかとかっていうのはちょっと、
1:54:17	設備投資を今一度ちょっと確認させていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。はい。規制庁西内です。ちょっと追記いただき、
1:54:25	いただきときたいのはですね、その詳細図までつけるかっていうとそこまでかって話がありますけど、
1:54:32	まず今距離的な花強い、ここ1関係でそういうふうに言いたいのであれば、この廃棄コウノ先も同じですよ。どこまで目どこまで想定するんだって話かもしれないですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:44	要は排気コウノ先に例えばですけどこの排気コウノ先がまさにこの重要な機器があって、
1:54:48	キャンパスで言うと排気コートって火災がズーツといったら何か 1 関係で説明し切れないですよ。
1:54:54	ていうところだけちょっと気にしてるというところで事実関係を明確に追記しておいていただければと思いますけどよろしいですか。
1:55:02	九州電力の後藤です。了解いたしました。以上です。規制庁西内ですよろしくをお願いします。
1:55:08	続けてですけど、熱感知器と煙を削除することこれは単純な誤りを直しましたってということですね。
1:55:17	で、
1:55:19	147 はちょっと説明必要ですねササキ先にちょっといらないものだけ来、
1:55:24	148 番目これは別にいらないですこれ僕がお願いした話だと思いたすが明確に書かれているいらなくて 150 ページを明確に 150 万位として、
1:55:34	147 と 149 と 151、151 最後まとめて確認ですかね。
1:55:40	はい。
1:55:43	149 はもうよろしいですかね。わかりました 149 万のコメント回答で明確にいただいているので、147 だけちょっと最後確認をして最後パワーポイントをまた改めてできて、できればと思います。
1:55:55	で 147 は、結局その建屋内外を明確にしましょうって話でしたよね。
1:56:00	これはどういうふうに見直したかっていうところで簡単に説明いただいてもいいですか。
1:56:06	はい九州電力の後藤です回答欄に記載通りではございますが、
1:56:13	火災区域区画を設定する際に、建屋外屋外の火災区域区画として設定しておりました緊急時対策棟の屋外及び設置は高く、
1:56:25	コウノ緊急時対策棟対策等屋外地下エリアに関しましては、これまで一般エリアとして扱ってきておりましたが、衛藤、もともと屋外の火災区域として設定していること踏まえまして、建屋における火災感知器の設計を行う。
1:56:39	ものいたしました。で、こちらフローの、すいません説明資料 3 の、
1:56:47	通しページで言いますと 91 ページから、
1:56:52	こちら、7-4 の資料になってございまして屋外エリアの火災感知器の設計示しておりますがこちらに緊急時対策棟の屋上及び屋外地下エリアを示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:03	かつ設計フロー、年ページ 96 ページに示しております衛藤オク建屋における火災感知器の設計フローの中におきましても、緊急時対策棟の屋上であつたり屋外地下エリアというものが、屋外エリアの位置なんだよということを示してございます。
1:57:23	ご説明以上になります。
1:57:26	はい。規制庁西内ですわかりました。衛藤。
1:57:32	だからあれですねまず、火災区域カクウ建屋内外っていうのは、火災区域区画を設定する時に一覧表で屋内屋外っていうふうな添付資料とかでも示していただいていると思いますけどそことまずリンクはしてますってそういう理解でいいですか。
1:57:49	はい。九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。わかりましたで、それを、そこを明確にリンクを再整理した結果、緊待所のここの地下エリアは追加で建屋外側になりました。
1:58:03	ただ、基本設計方針、
1:58:06	説明資料 4 のパワーポイントっていうと、
1:58:12	29 ページですかね。
1:58:15	要はこういう設計の考え方っていうのは変更はなくて、具体的に建屋外の火災区域なんだけど屋内環境である場所については、消防法施行規則通りの考え方や、置いていますよってそういうことでいいんですよね。
1:58:31	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。以上です。はい。規制庁西内ですわかりました考え方が明確になったと思いますありがとうございます。
1:58:42	はい。よければ最後PowerPoint全体確認させていただきたいんですけど、いろいろ、一旦ここまでパワーポイント以外のところはよろしいですかね。はい。
1:58:53	すいません最後PowerPointちょっと改めて確認ですけども、
1:58:58	ちょっとすみません私の前回の言い方が少しちょっと誤解を与えていたら申し訳ないんですけども、
1:59:06	ちょっと改めてですけど、1 ページ目のところって、今回審査会合の説明内容っていうのパワーポイント記載いただいていますよね。
1:59:17	1 ポツ 2 ポツでこれ書いてもらっているのは両方とも要はちょっと変更した部分ですよ。その審査会合以降変更した部分の説明ですよ。
1:59:26	で、
1:59:28	そもそも前回の審査会合で何か確認したかっていうと、大枠の基本設計方針の大枠は了解したよと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:36	その上で今後具体的なエリアとかはちょっと個別に確認していくよって話があったと思うんですね。
1:59:42	名のD、
1:59:46	つつわあ、
1:59:52	別にこれでいいのか。
1:59:55	別にこれでいいか。
1:59:59	そうですね。はい。これで明確。
2:00:03	含んでるか。
2:00:05	見直しを行った場所は明確に説明してもらいますよと。
2:00:10	てことですよ明確化。うん。わかりますわかりました。
2:00:15	そういう意味でいうと多分今日の話の踏まえるですよ、多分他にも一部見直してる場所あると思っていて、
2:00:21	オカない設計じゃない部分以外にもちょっと見直してる部分ありますよね。
2:00:28	例えば今の話でいうと建屋内外のフローを整理しましたよとか、
2:00:34	また建屋内外の区域区画の考え方を整理しましたよっていう話。
2:00:39	ドッカー。
2:00:42	あとフードの話とかですかね脱塩等の個別エリアのちょっと一部を変更しましたよって話がありますよね。
2:00:49	なので、そこら辺はちょっとまず漏れなくパワーポイントの方にも落としてもらいたい。
2:00:55	そこら辺のフローとか、今の脱塩塔の個別の具体的なエリアの設計説明をちょっと変えましたよ、設計を変えましたよ。
2:01:05	ていう部分に関しては、結局多分全体的な説明がまずあって、そのうちここはちょっとこう変えましたよっていう説明の方が多分インプットされやすいのかなあという気はしていて、
2:01:18	そういうの変更があった箇所の説明というよりは、改めて全体をの流れの中でここをこう変えましたよって説明としていただいた方が明確かなという気がしてるんですけど。
2:01:28	いかがでしょうか。
2:01:31	はい。九州電力の後藤ですちょっとすいません。この前のヒアリングでのちょっと意図を履き違えておりました。申し訳ありません。全体今現時点での全体の設計というところをご説明していく中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:46	ここは前回ヒアリングから変わっていますということでちょっとこの設計変更した場所について、パワーポイント上でご説明していく流れということで理解しましたその方が、
2:01:57	聞いていただく方々にも理解が進むかと思imasるのでパワーポイントの方を修正したいと思imasので、全体の設計を説明スルーにあたっては、
2:02:08	設計フローの方で衛藤設計の流れというところも踏まえて一番わかりやすくできているかと思imasので、こちらの方でご説明したいと思imas。以上です。
2:02:21	すいません。はい。規制庁西内です。そうですね。
2:02:24	44 ページ目以降の話はちょっと若干細くなる部分はあるので 43 ページ名とか、
2:02:33	まあまあ全体かな、すみません 43 から 40。
2:02:38	マナー、まあそうですね 43 から、
2:02:43	49 ページ目くらい。
2:02:45	ここ。
2:02:46	あとわあ、
2:02:48	尼子 50 ページ目はただベン図とかここら辺とかそこらへんですかね、とかを使って 1 回全体を全体としてまず説明する流れで、変更して設計を変更した見直した箇所、
2:03:00	ていうのを明確にその中でわかるように記載をいただければまずはそれでいいのかなと思imasけど。
2:03:07	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。ちょっと設計のフローについては、これが流れには沿ってるんですけども、
2:03:17	少しパワーポイントで説明していく中であとおそらく割愛するようなところも出てきそうな気がしますので、設計変更している箇所がわかるかつもう少しフローを、
2:03:29	概略的にお示しできるような形にならないかっていうのを少し模索しようと思imas。以上です。はい。規制庁西内です。そうですね認識をイメージは、
2:03:40	具体的にやってきたかなと思imasので私もその認識でいいかなと思imas。以上です。
2:03:45	衛藤。
2:03:46	抱えたポイント結局だから、前回の審査会合で基本設計方針の大枠は了解しましたよと、個別の具体的な確認を進めていきますよと言って今まで、今日までヒアリングを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:58	事実確認をしてきたわけですけど、結果変わった部分というと、
2:04:04	まさにオカしい理由、オカない場所の考え方を再整理しましたよと。
2:04:11	という話等、工事基準書とかによる設計として一部適用する内容を追加 具体化しましたよっていうところを、
2:04:20	であとは今の建屋内外の考え方を整理しましたよって話と、脱塩塔室、 高線量エリアのフード設計フードを追加して火災感知器を置く設計をち よっと見直しましたよっていうところ。
2:04:32	他に大枠で何かありましたっけ。
2:04:37	京成電力のゴトウです他はないと私も認識しております。
2:04:42	以上です。
2:04:43	はい、そうですね基本この4種類が大きいところかなあとは思っている ので、ちょっとまずこの4種類についてはパワーポイント上明確に表現 をいただければと思います。
2:05:00	はい。
2:05:01	多分今の四つの点すべてフローの全体の流れの中でここ一部変わりましたよという形で多分流れ説明いただ十分いただけるのかなと思うので、
2:05:11	少しご確認をいただければいいのかなあと。
2:05:16	あとはあれですね前回の会合でもその環境条件とかちゃんと中漏れなく抽出しているんだよねって確認はしているのでそこら辺は変更ありませんっていうのは、
2:05:27	いわゆるその主要な部分ですよねフローの中での主要な部分Millstoneとなる部分については、変更がないことも含めて明確にお示しいただければいいのかなと。
2:05:38	いうふうに思ってます。
2:05:40	それは宣言だけでもいいと思いますけどはい。
2:05:44	はい。というところで、まず、パワーポイントは少しちょっと充実修正をお願いしてもいいですか。
2:05:54	肺血栓電力の後藤です。衛藤、今し方おっしゃっていたはずご発言いただいた4ヶ所の設計変更の部分と、あとMillstoneとなるところは変わらないのであれば変わらないという宣言も含めて資料修正して全体的な流れからフォーカスしていくようなところで修正したいと思います。
2:06:11	1点申し訳ありません。
2:06:14	今回火災感知器を設置しない設計からの変更とあと工事基準書等の設計を適用する場所については、9ページまでに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:25	設計の中身を書いていますがおりますが本日受けたコメント等のところは、反映をするものとして、江藤崔。
2:06:36	資料のイメージとしては、大きく違ってはいないというふうに思ってよろしいでしょうか。
2:06:44	規制庁西内です。
2:06:47	そうですね。若干趣味的な話はあるかもしれないですけど2ページ目以降は概ね、私はそこまで大きい話はないかなと思ってます。
2:06:58	はい。九州電力後藤です。了解いたしましてありがとうございます。本日のコメント等いただいた部分については適切に反映した上で、またパワーポイント、全体的な修正かけていきたいと思えます。ありがとうございます以上です。はい。そういう意味で言うと1点ですけど、8ページ目と9ページ目。
2:07:15	結局
2:07:17	今日のヒアリングの冒頭の方でも(1)から(8)まであったと思うんですけど、
2:07:22	そのうち結局、五つしかなんか書いてないような気がするんですけど、
2:07:27	残りの三つはパワーポイント上では出てこないって理解でしたっけ今これからこの三つを出そうとしているってそういう理解ですかね。
2:07:34	九州電力の五島です。今ここの今回このパワーポイントを作成した意図としましては、江藤9ページ目に記載しております設計というものが様々なエリアで共通して適用する設計事項になりまして、
2:07:49	影響の大きいところだと思いましたのでこちらを代表としてご説明する上で、記載しておりますで、他の
2:08:00	6から8につきましては、必要に応じて補足説明資料でご説明しようかと考えておりましたが、
2:08:11	パワーポイント等として1枚こしらえるかどうかというところを、再度検討しておこうと。
2:08:17	思います。以上です。
2:08:19	はい規制庁西内です。一通りはまず入れといてもらった方が明確かなと。例えばですけどああいうっていう形で表、まず叩いてる表、表にまとめてもらってますよね。
2:08:32	その残りの(5)から(8)も同じようにまず頭出しをしてもらって、例えばですけどその具体的な内容を参考に飛ばしちゃうとかでもいいと思うんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:42	ちょっとまず網羅的に説明は触れておいてもらった方がいいかなという気はちょっとしましたというところで九州電力としてどう説明したいかなので、必要に応じて補足に飛ぶのであれば最初からそのパワーポ側に、
2:08:55	入れといていただいた方が我々もその一つの資料である程度確認ができるので、
2:08:59	ちょっとご検討いただければと思います。
2:09:04	はい九州電力の五藤です。了解いたしました。パワーポイントでなるべく御説明かなうように、資料、修正いたします。以上です。
2:09:13	はい。規制庁西内ですよろしくお願いしますで、佐田すいません後で、
2:09:18	オカない場所で併せて確認すると言っていたそうでコンクリートとダクトの話ですね、忘れてましたけど
2:09:25	最初の冒頭でさんざん話をした通りの認識をしているので、中尾金井側の方に入る話なんじゃないかなという気がしているってそれだけですかね。少しちょっと位置付けも含めて整理をいただいて明確に説明をいただければと思いますよろしくお願いします。
2:09:43	電力のことですか。了解いたしました。以上です。どうもありがとうございます。
2:09:47	パワーポイントも含めてですけど、規制庁側から今日時点で確認しておきたいって何か他にありますか。
2:09:55	火災対策室の齋藤です今、西内からいろいろ確認させていただいた話に付け加えてちょっと
2:10:04	認識をちょっと教えて欲しいんですけど真綿Cとしては
2:10:11	田尾、今いただいているパワーポイントの43ページ以降にフローがあって、
2:10:19	そのフロア修正いただくとして次に49ページと50ページの話があってこれが全体的に、
2:10:27	わかりやすいものかなと思ってて一般以外のところは火災防護審査基準による設計をします。その中でいろいろと
2:10:40	河成消防法施行規則以外のところで設置の仕方みたいなのところについてはまた触れますと、で、
2:10:46	火災防止策、49ページでいうと、下の半分が火災防護審査基準によらない設計のところがあって、高線量エリアとか、火災感知器を設置しないエリアについては今触れていただいていたと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:11:03	高天井エリア能ところについて、9月に包括的な説明をいただいてから、
2:11:10	具体的なこういう考え方で設計しますというご説明がはされてなかったような気がするんで、今回のパワーポイントの中この資料充実していただきたいなと思っはいるんですけども説明しましたっていう位置付け、考え方でしたっけっすいません認識合わせをさせてください。
2:11:29	はい。九州電力の五島です。衛藤氏、審査会合の場でということになれば高天井エリアの個別具体的な設計というのは、ご説明できてないところになりますんで、
2:11:42	今回個別エリアの分、個別エリアの説明としてちょっとたか天井エリア入れてなかったのはその具体的なその設計のところろうMaaSすべて審査会合でご説明するものではなくて事実確認を進めていただく中で、
2:11:56	認めてもらうものなのかなというふうになんて認識しておりましたのでちょっと入れてはおりませんでした、必要に応じてこのタカキエンドウエリアについても1例を示すことは可能かと考えております。以上です。
2:12:09	はい。火災対策室の齋藤です。
2:12:12	火災防護審査基準による設計のところは細かく、ある程度、細かい話でこういうことですのでご説明は原則としてはいいんですけども例外のところは基本的には全部触れていただきたいな、審査会合の場で触れていただきたいなと思っはいます、
2:12:31	高線量エリアとかは今この資料の中で、隣のアノか、隣のスペースで見ますとかですね、そういう話は触れていただけてるんですけど高天井はですね
2:12:42	オペフロの話があつたり、他の施設で結構重要なものがあつたりしますんで、そこの考え方はですね、やはりきちっと示していただけてこういう考え方なんですっていう説明はですねしていただきたいと思っはいますので資料の充実についてご検討お願いいたします。
2:13:00	はい九州電力の後藤です。
2:13:03	コメントの趣旨、理解いたしました。衛藤高店長エリアとして、代表性まだ代表的なちょっとリアーについて、個別具体的な設計を、
2:13:14	今回のパワーポイントで言うと使用済み樹脂貯蔵タンク室のような形で、引取りを加えることで、コウテン高天井エリア高線量エリア、火災感知器設置しないエリアという、今回の爆風1棟の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:27	変更がかかっているエリアの三つの特殊な設計のエリア、網羅できるかと考えますので、カーテン状エリアについても1人や、個別具体的な設計入れたと思います。以上です。
2:13:39	はい。火災対策室の齋藤ですよろしくお願いいたします私からは以上です。
2:13:44	はい。規制庁西内です。
2:13:46	ちょっと改めてですけど2ページ名、1ページ目か。
2:13:51	1ページ目のサマリー的なもう目次的な多分イメージになると思うんですけど、
2:13:55	ちょっとこの部分今のサイトウからの話も踏まえるとですよ。
2:13:59	前回会合で基本設計方針の大枠について説明をしたと。ていうのは我々受けてますよねと。で、その個別具体的なエリア、ちゃんとその設計基準を漏れなく確実になっているかについては、
2:14:13	まずヒアリングで説明してもらったものなので会合としては改めてそこで全体を説明いただくほうがいいのかなと。なぜまず全体の
2:14:23	基本設計、
2:14:24	前回の審査会合で前回の市全体の基本設計方針説明したと、今回の審査会合において個別具体的な
2:14:32	環境、環境条件と、それに該当する個別具体的なエリアの設計についてまず説明をすると。
2:14:38	ていうのがまず一つのパッケージとしてあって、
2:14:42	で、
2:14:43	加えて、以下の点については、
2:14:47	ヒアリングでの事実確認等を踏まえて、一部設計を変更した部分があるわけですよ。その部分についてはこういうことを見直しているのだからそれについての説明をするっていう形で
2:14:57	サマリーがわかるような形でちょっと目次をここで作っておいていただければ、よりわかりやすいかなと思います。
2:15:04	ね、今2歩Ⅲに分けて書いてもらってる2ポツ目、
2:15:09	設計基準、この工事基準書とかで追加するよって話も、これ僕変更した設計内容の方っていうふうに理解を若干してたので、
2:15:17	そこら辺違うのではちょっと明確に何か位置付けが違うのであればそう書いていただければと思いますけど。
2:15:23	そこら辺もまた改めてちょっと目次はもう少しわかりやすく記載をいただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:29	はい九州電力の後藤です。今回、医療全体からフォーカスしていくとかいう話もコメントいただきましたので、そういった説明の流れがわかるように1ページ目、せ、文章を変更、強めます。以上です。
2:15:45	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:15:49	よければ、最後スケジュールカーンを少しお話して、ヒアリング終わりにしたいと思いますが、規制庁はよろしいですかね。
2:15:58	はい。
2:15:59	今お話したようなまず会合の場での概要説明資料パワーポイントも含めてですけど一部資料の充実化がまた必要かなと。
2:16:09	で、その一部については多分説明がもし関わる部分もあるのかなと今日の事実確認でちょっと感じたところもあるので、来週、できるだけ早いタイミングでまたまずご提出をいただきたいと思っています。
2:16:22	ちょっと資料見させていただいて必要があれば再度ヒアリングをさせて事実確認をと思えますけども、ちょっとそれをまた提示された資料を見てからちょっとこちらの方でも確認をさせていただければなと思います。
2:16:34	はい。衛藤。これぐらいかなと思いますが何か規制の求人連絡がわかりますか。
2:16:45	九州電力の五藤です。衛藤なが0的なところは今ご説明いただいた内容で理解いたしました。衛藤5区画まずはご確認いただくために資料なるべく早く提出ということを目指して頑張るんですけども、
2:17:04	今、ニシウライメージしてる日付とかありましたらちょっと、
2:17:10	なるべくそこに合わせるようにゼンショーしようと思いますのでご教示いただけるとありがたいんですけどもいかがでしょうか。
2:17:17	はい。何か来週の中旬くらいですかね。1314、101034 辺りだと、
2:17:27	違うな間違った1006名中、すみません一行連れてますと、667位で必要があれば八、九あたりで再度ヒアリングをさせていただいてというようなイメージで十分かなと思っておりますけどざっくりですね。
2:17:39	別にただそこまで求めるものではないので、はい。でき次第送っていたければ結構かなと思います。
2:17:47	はい。九州電力の後藤です。当社としましても今回のヒアリングを踏まえて設計を見直すところも出てくと認識しておりますので、できればなるべく早い段階で、ご提出して認識が一致できてない場所であれば、もう一度ヒアリング等セッティングさせていただいたらありがたいと思いますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:06	また、ご提出のタイミング等東京支社を通じてご連絡させていただければと思います。以上です。はい。その他、九州電力側からはございません。以上です。はい、承知しましてありがとうございます規制庁ニシウチです。衛藤。
2:18:19	そうですねあと1点補足ですけど全部整ってからの提出でなくても、できたところからの提出だけでも結構ですので、例えばパワーポイントで来たとか、そういう単位でも結構ですので、
2:18:30	またそこら辺を柔軟に東京支社の方と調整をさせていただければと思います事務的な調整をさせていただければと思います。
2:18:37	はい。では改めて規制庁側から全体通してよろしいですか。
2:18:43	はい。
2:18:44	九州電力側も特にということですので今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますちょっと院長おっしゃいましたがありがとうございました。
2:18:52	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。